

第85回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成30年12月12日(水曜日)

| | | | | |
|---------------|-----|--------------|-----|---------|
| 出席議員 (12名) | 1番 | 金 澤 孝 良 | 2番 | 児 玉 雅 善 |
| | 3番 | 加 古 原 瑞 樹 | 4番 | 千 種 和 英 |
| | | | 6番 | 廣 利 一 志 |
| | 7番 | 竹 内 日 出 夫 | 8番 | 石 堂 基 |
| | 9番 | 岡 本 義 次 | 10番 | 金 谷 英 志 |
| | | | 12番 | 西 岡 正 |
| | 13番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 14番 | 山 本 幹 雄 |
| 欠席議員 (2名) | 5番 | 小 林 裕 和 | 11番 | 岡 本 安 夫 |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (1名) | 1番 | 金 澤 孝 良 | | |
| | | ※午後1時20分より早退 | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|--------|------|--------|------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 尾崎文昭 | 書記 | 鎌田康正 |
| | 書記 | 大上千佳 | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (19名) | 町長 | 庵途典章 | 副町長 | 坪内頼男 |
| | 教育長 | 平田秀三 | 総務課長 | 森下守 |
| | 企画防災課長 | 服部憲靖 | 税務課長 | 山田裕彦 |
| | 住民課長 | 敏蔭高弘 | 健康福祉課長 | 長峰忠夫 |
| | 高年介護課長 | 藤木卓 | 農林振興課長 | 衣笠俊博 |
| | 商工観光課長 | 中石嘉勝 | 建設課長 | 横山重明 |
| | 上下水道課長 | 森田善章 | 上月支所長 | 和田始 |
| | 南光支所長 | 竹内秀夫 | 三日月支所長 | 服部吉純 |
| | 会計課長 | 大永克司 | 教育課長 | 谷口俊廣 |
| | 生涯学習課長 | 安東文裕 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠席者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続きご出席を賜り、まことに御苦勞さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、岡本安夫議員及び小林裕和議員から葬儀出席のため欠席届が提出され、また、金澤孝良議員から告別式の参列のため早退届が提出され受理しておりますので、報告をしておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名いたします。

まず初めに、4番、千種和英君の発言を許可します。

〔4番 千種和英君 登壇〕

4番（千種和英君） おはようございます。議席番号4番、千種和英でございます。

本日は、通告書に基づき佐用まなび舎農園の現状と今後について問うという事項について、質問をさせていただきます。

以前より重なる質問ではありますが、先日、開催をしました議会報告会において、複数の会場で参加者の方から質問があったこと、また、議会としても注目している事業であり、10月に総務常任委員会の閉会中の所管事務調査として現地を調査し、現場担当の方から詳細な説明を受け、29年度決算の具体的な額を示していただいたことを踏まえ、今回の質問をさせていただきます。

直近では、本年3月に、次世代農業モデル佐用まなび舎農園の現状について、平成28年6月には、基幹産業を目指す農業振興の取り組みは。平成28年12月には、農業支援の方向性を問う。平成29年9月には、佐用町の地域資源を活かした地域創生の方向性はとして、さまざまな方向から質問をし、答弁をいただいております。

それらを踏まえた上で、今回は農園の経営について問いたいと思います。

本年3月の一般質問の答弁では、平成29年12月の経営会議において、平成30年度は経営利益ベースでの収支均衡の見通しを確認したとの答弁をいただきました。

10月の現地調査の際に、平成29年度の実績として簡易キャッシュフローを示され、施設の減価償却を除いた経常利益ベースでも約3,000万円の赤字となっております。

8カ月経過した時点での平成30年度の、その経営会議の見通しについては、どうなっているのでしょうか。

また、この事業は次世代農業のモデルプラントとして位置づけ、住民への横展開を目指しているとの説明を再三受けておりますが、減価償却費等も含めた決算で考えると難しいとは思いますが、今後の中長期的な計画をどう考えているのか。

何年後の経営黒字を目指し、そして、何年後に誰に対して、どんな形で横展開を想定しているのか。

以上、よろしくお願いたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。今日も4名の議員の皆さんからの一般質問が予定されております。それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、千種議員からのご質問であります佐用まなび舎農園の現状と今後について、お答えをさせていただきます。

佐用まなび舎農園は、佐用・IDEC 有限責任事業組合が運営をし、約 6,000 平米の面積を持つ大規模ハウス型の農業施設であり、三土中学校跡地を活用して組合が建設したものでございます。

佐用・IDEC 有限責任事業組合は、当初、中山太陽光発電所の建設・管理・運営を行うために、平成 25 年 3 月 1 日に、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合として設立をし、まなび舎農園の建設を機に、平成 28 年 7 月 1 日に、佐用・IDEC 有限責任事業組合に名称変更したものでございます。

太陽光発電は、順調に発電を続けており、売電収入による町への配当金を町民の皆さんに還元していることは、ご承知のことと思いますが、太陽光のこの太陽光発電事業収入による安定した組合運営を基礎にして、組合のチャレンジ事業、また、未来を見据えた地域創生の取り組みの事業として、耕作放棄地など荒地化が進む町内農業の再生につなげていきたいという思いで、大規模なトマト栽培をコンピュータで管理し、トマトの栽培促進助長に超微細気泡ナノバブル水を灌水する技術を導入するなど、次世代型のハウス農業にチャレンジをしているところであります。

町内からも従業員として 13 人の方が勤務をされており、働き場所の確保にもつながっているところでございます。

現在、農園運営は、太陽光発電事業を基盤として、その運営を補完している厳しい状況にあり、組合経営会議でも自立できる農園運営の検討・協議・実践を進めております。トマト販売の施策といたしましては、都市部での認知度向上と、地域密着型活動による認知度向上によるブランド化の構築、及び高く販売できるユーザ割合の増加や、販売手数料の削減による利益率のアップを進めているところでございます。

その他の施策として、加工品など新商品販売による新規顧客の獲得、ミニトマトなど新作物の検討及びマスコミや SNS などの情報発信の積極化などさまざまな取り組みを行っております。

また、町民の皆様にも、まなび舎農園のトマトを食べていただき、佐用町の特産品として認めていただくために、町内の直売所での販売も始めたところでございます。

農園運営を始めて本年度で 2 年目を迎えて、販売先数も順調に伸びてきている現状であり、大手スーパーからは、全量買い取りを示唆されているところもございしますが、現時点における経営状況につきましては、4 月下旬から 5 月初旬にかけてトマトが一挙に収穫期を迎え収穫量が多くなったことにより、ロスを極力減らすために、パック詰めや袋詰めに

加えて、箱売り出荷を行ったために、販売単価が下がりましたので、上半期における売り上げは、想定よりも下回る状況となっております。

また、夏季の高温障害及び9月の日照時間不足等が下期の収穫量に影響することも懸念をしております。

今後は、栽培方法等をさらに改善し、安定した収穫量の確保への取り組みに加えて、さらなる販路拡大、また、経費削減に努め、何とか事業ベースでの均衡を目指すこととして努力をしているところであります。

次に、横展開ということについてでございますが、平成 29 年度の3月議会の一般質問においても答弁いたしましたように、まなび舎農園での事業展開を基礎として、農園への初期投資の規模によりますが、収益性のある農業事業を行なうため、まずは、必要最低限の機能を備えた農園を考える必要があるというふうに考えております。

ただし、遊休農地や耕作放棄地を活用して横展開を図る場合も、組合として直接、新たな農園を経営するということは考えておりませんし、あくまでも新規就農や異業種参入へ向けた契機としたりして、既存の農業事業者の新たな取り組みの選択肢となるように事業を実施をいたしておりますので、前向きに取り組もうとされる事業者がおられれば、その時点で、組合や町としての立場から可能な限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

まず、この横展開ということについては、現在の農場経営施設を、そのまま新たに新規就農として、新たな事業として図るということの中の一番メインは、ナノバブル、超微細の気泡を灌水して、これが新しい技術として確立ができれば、その技術をあらゆるいろんな農作物に展開ができるのではないかと。そのことを、1つの目標にして、そうした中で、横展開を図りたいというのが、当初からの私の考えでありました。

ただ、なかなか、それが今、十分に微細気泡の栽培が効果が十分に上がっていないという、こういう現状もありますので、そういうところを、さらに見極めていきたいというふうに考えております。

議員におかれましても身を持って、今、経験をされているとは思いますが、市場のニーズも刻々と変化する中で、農業事業を長期的な視点で見通すことは難しい面もあることとはご理解をいただいた上で、ある程度、時間をいただきながら、この行っている事業、挑戦をして、いろいろな今後につながる事業にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げまして質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） まずは、先日、10月に総務常任委員会のほうで、現地調査をさせていただきました。

現場の担当者の方には、丁寧な説明、また、平成 29 年度の決算の資料見せていただきましたことを、本当に調査に協力をいただいたことを、この場をお借りしてお礼を申し上げておきます。

また、この農園ですね、組合で運営しておりますので、あまり経営の内部まで、ここで質問すべきなのか、どうなのかというのを、ちょっと越権なのかなとも思うんですが、佐用町が投資をしているということで、お許しをいただいて、改めて質問させていただきます。

通告書のほうでも言いましたように、今まで同じような質問を何回かさせていただいております。答弁のほうにも、そういった中でもありながら、同じことでありましたが、詳しく答弁をいただきました。

その中で、平成 30 年 3 月、本年 3 月の中で、平成 29 年 4 月から平成 30 年 1 月までの生産量と売上額が想定生産量が、想定 40 パーセント。売り上げについては、30 パーセントにしか達していないという結果を踏まえて、昨年 1 年間で 3,000 万円の赤字だったということなんですけども、本年度も 8 カ月経過をさせていただきます。今の見込み、今年度の見込みは、どんな形になっているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 現在のところ、トン数で申しますと 23 トン、これは上期なんですけれども、23 トンの収量は得ております。

ただ、4 月、5 月につきまして、たくさんの大量の収穫ができました時に、作業の工数の不足ですとか、そういったことから、先ほど、町長も答弁されましたけども、箱売りといいますか、そういった全てをパック詰めしての販売等ができなかったがために、単位単価が少し安くなったというような状況の中がございますので、金額的な形で、もしくは何パーセント程度の収穫でというところまでの集計ができておりませんが、なかなか予定していた販売高は確保できないかなという心配はしております。

ただ、現在、収穫しておりますものが 12 月ごろから、少し予定よりも多く収穫できる予定ですので、あとこの販売につきまして、なるべく販売に対するコストがかからないような形での販売努力をしていって、収益を上げたいというふうには考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4 番（千種和英君） その際に、本年 3 月でありました経常利益ベースの収支均衡の見通しというのは、見通しは、やっぱりちょっと難しいというような感じでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 今のところ、この 12 月以降の分が、なかなか見通しついておりませんので、はっきりしたことは申し上げにくいんですけども、何とか、事業ベースでは収支トントンのところまで持っていきたいというふうに努力はしております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4 番（千種和英君） 何とか頑張ってくださいという意味から質問させていただいて

おるんですけれども、その中で、3月の答弁にもありました加工品ですね、先ほど、そのためにどうするのかという対策の中には、高付加価値、なるべく高く売りたいというのと、販売手数料の削減、そして、加工品という話がございましたが、3月の時点では、加工コストに見合う単価のレギュラー商品としての販売は、現状では難しい面があり、当面は、生食での販売に注力して、加工品の製造は期間を限定して行い、数量限定商品のような形で販売する方針だという答弁をいただいたんですけれども、加工品については、今、どんな状況で推移していますでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 現在、加工につきましては、トマトジュースというところがメインでございます。

このジュースにつきましても、なるべく収量が多くて、破棄処分もしくは安い単価でしか出荷できない物をなるべくジュース加工して販売単価を下げないような努力をしていきたいというふうに考えております。

また、ジュースのほうにつきましては、夏場、贈答品として百貨店等で、ギフトとしての高評価も得ておりますので、今後につきましても、その加工のほうについては、続けていきたいというふうに思っております。

また、新たな加工品についても検討はしておりますが、まだ、商品としての販売の段階には至っておりません。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） その答弁にありましたように、加工コストに見合う単価の商品として、なかなか難しいという形で答弁をいただいていたんですけれども、そのへんの見通しというのは立ちそうなんですかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） その点につきまして、やはりトマトの収穫量が多い時の物を、なるべく、そういう加工品に回すとかいったような形でのコストを下げ、収益性を上げるという形での努力を今後していきたいというふうに思っています。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、僕自身、最近、町長もたまにお使いになる、地域商社という形で、農産品を、

どう流通させようかということで、全国の事例を研究に回っておりますが、その中で、先日学んだことであります。

先ほど言われました、その糖度ですとか、見栄え、大きさ、やっぱりトップブランドで、佐用町の場合、夢茜という最上級品はトップブランドで売られている。そういったのはブランド戦略という形で言われます。

その下ですね、コモディティと言われるんですけども、B級ではないんですけども、そのブランドに達していない商品は、サプライチェーン戦略ということで、スーパー等々で、その名前をつけずに販売するというのが、当然、経営においては妥当な方法だと思うんですが、今、この投資をしたまなびや農園で夢茜で出せるのは、どれぐらいの割合で出ているのか。詳しい数字じゃなくてもいいんですけども、想定していたぐらいの割合は夢茜で出せているだとか、ちょっと想定よりトップブランドが少なく、下の加工品のほうが多いとかいう、そのへんの意向はどんな感じでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 最近のデータですけれども、3、4割が夢茜ということで、聞いております。

ただ、どうしても販売先、特に、夢茜の販売先につきましては百貨店等に出荷しておりますので、そういった販売先が確保できていない場合は、全てを夢茜としてじゃなくして、先ほど言われました違う名称で、舞茜とか、そういった名称をつけての販売になっております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 3月の質問をさせていただいた時に、僕、1月、2月、神戸の百貨店をずっと回らせていただいて、全く商品を見なかったという質問をさせていただいたんですけども、11月ですか、ずっと回らせていただいたら、神戸の百貨店にも並んでいたんで、当然、時期の問題であったり、そういった形で対応はできているのかなと思ったんで、そのへんに関しては喜ばしいことかな、今後お願いしたいなということなんですけれども、その経営の仕方、具体的なことじゃなしに、ちょっと大枠で、また、もう一度、聞かせてください。

今回の横展開をするのに当たっての大きな経営の部分でございます。このまなび舎農園、元々、総額幾らの投資で、その50パーセントが佐用町が幾ら投資したか、施設に関してですけれども、それもう1回確認させてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） プラントの建設工事費につきましては、2億8,600万円強でございます。

出資につきましては、佐用町と IDEC との両方の出資になっておりますので、対等というところでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4 番（千種和英君） すみません。その財源はどちらでしたっけ。よろしくお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 財源につきましては、みずほ銀行、それからみなと銀行からの借り入れと、それから、地域経済環境補助金等の補助金もその中に入っております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4 番（千種和英君） あえて、約 3 億円弱の投資がされているということで、お聞きしたのは、先ほどから、3 月の質問でもさせていただいたように、営業ベースでの収支の均衡を目指すということなんですけれども、これ 3 億円の投資がしてあるということは、当然、毎月といいますか、毎年の償却が必要になってくると思うんですけれども、その額については、幾らぐらいで見られているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 申し訳ありません。

今すぐに、ちょっと資料が出てきませんので、後ほどということをお願いしたいと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4 番（千種和英君） すみません。ちょっと、意地悪をしたようになったんですけれども、先日、調査に入らせていただいた時、現場担当者からお聞きした結果によりますと、施設の償却費が月額 150 万円。と言うことは、年額 1,800 万円。約 2,000 万円の償却をしながら、あの事業を運営していかないといけない。

また、今回の場合は、佐用町と IDEC の組合ということで、三土中学校の跡地活用ということで、当然、土地代等々が入ってございません。その中で、施設に 1,800 万円を償却しながら土地代を無料で、当然、固定資産税等々もございましょう。そういったことを踏

まえながら、やはりこの農園の運営ができていくのか。

また、先ほど、横展開をするにも、興味のある業者さんもいらっしゃるということだったんですけども、なかなか、そのへんは、現実的に難しいんじゃないかなと、僕自身は思ってしまうんですけども、そのへんの見解はいかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 非常に厳しい現状だということは、皆さんに、いろいろとお伝えをさせていただいております。

当初、この事業を、こうした事業を始めるに当たりまして、私もお話はさせていただきました。当然、大きなリスクが伴うと。

ただ、こうした、いろんな農業だけじゃないんですけども、収益事業、こういうものを行政が直接行うというのは、これは本来の行政のあり方、姿ではないということで、民間事業者が、当然、そこは事業として、いろいろと実際に事業を行っていただけるような環境をつくっていく。そういうことが行政の当然役割だというふうに、当初から、私もそのへんは、よく認識をしております。

ただ、農業、林業も含めてですけども、現在のような、非常に、今、佐用町、特に農業経営という面においては、なかなか収支、採算が合わない農業で、皆さんやっておられる。新しい農業、これを収支が取れる、経営ができる農業に変えていこうとした時に、こうした新しい農業に挑戦をしていかないと、そういうことは、なかなか展望が開けない。

そのために、町としても、ひとつある程度のリスクを持った中で、挑戦をしていこうということで、取り組んだところです。

そういう中で、ただ、町行政として、担当者のほうも、そうした知識、また、経験、能力、そういうものが当然、十分にあるわけではありません。町職員においては、そのために、こうした民間の企業と組んで、民間企業のいろんなノウハウや知識、また、資金、いろんな面と、それにお互いに協力をして、行政のよさ、メリット、持っている、行政でなければできないところ、また、民間事業者が、やはり元々の事業を、ずっと株主もおられて、経営的にも、当然、投資して、それを採算、収益を上げていくという、そうした経験、経営力ですね、そういうものをあわせ持って取り組みたいということで、私は、IDEC と、こうした責任事業組合をつくったと、これは、太陽光を、前にもお話しましたがけれども、一緒に経営をする時に、この IDEC が農業分野に非常に力を入れて、研究をしながら取り組んでおられるという、そういうところを見せていただいて、この会社と、将来、農業分野で町としても、この新たな事業展開をしていきたいという、そういう可能性が高いのではないかとということで、当初、この太陽光発電の時に、IDEC を選択して選んだわけですね。

IDEC のこの技術というのは、私も、それぞれ農業分野において見せていただいて、先ほど、答弁でも申し上げましたけれども、その技術として IDEC が 10 年以上前からナノバブルというものを、これは工場で、いろんな精密機械の部品の洗浄に使う水なんですけれども、非常に微小な気泡を水の中に溶け込ませて、それによって、酸素濃度が非常に高い水を灌水、作物に与えられるという、そういうものを、工業技術を農業に応用して、それによって、作物が非常に根が活性化をし、作物の収量、また、品質も高いものができるという、こういうことで、それも 1 年、2 年のただ実験室での経験じゃなくて、屋外での実験を積み重ねておられたという、そういう実績を見て、こういうことが 1 つのチャレンジをして、何とか、そういう技術を、ほかの作物にも応用が、また、展開もできるし、農業

そのもの全体に新しい技術革新として可能ではないかという、そういう思いも持ったわけです。

これも会社としても、当然、大きな、町としても、これだけ半分の投資をしなきゃいけない。会社も当然、そうした投資もされるわけで、そうした中で、福崎に実験農場をつくり、その実績を持って、今回、こうして三土中学校に1つの事業モデルとして事業を開始したというところまで来ています。

ただ、やはり、私も、なかなかこの実績が、1年、まだ2年ですけどね、丸々2年たっていませんけれども、1年目において、その計画と非常に大きな差が出たと。農業の難しさというのを、ある意味では、実感も非常に、そういうことを感じるとともに、計画どおりってないということに対して、何とかこれを、なぜ、そういう計画どおり、なかなか事業が進まないのか、この分析をしっかりと、そして、当初、一番期待をしている、その技術、新しい技術というものが、本当はかなり実験もされて、実際の結果も見せていただいたところなんですけれども、改めて、これ大規模にした時に、それだけの効果があるのかどうか。将来への見通しに向けて、これは検証をしていかないといけない。これが、しっかりとできないと、これを進めて、他のほかの民間の方、それぞれに新しい事業をやろうという方に進めることができません。ここで成功しないとですね。

ただ、作物は、トマトだけじゃなくって、いちごであり、それから、いろんなほかの農作物、葉野菜もありますし、全てに応用できるということでありましたので、ただ、今、3億近い投資をしています。これを、民間の事業として個人がやろうとした時に、これだけの大きな事業、資金を投入するというのは、まだまだ、これも難しいですし、それを投資額を回収して、当然、民間であれば、それを償却しながら運営をしていかなきゃいけない。それだけの収益を上げなきゃいけない。それだけの収益が、この農業で上がるかどうか、この点は、それは、簡単なことではありません。非常に難しいということだと思います。

ただ、元へ戻って、やっぱり農業の現状を見た時に、じゃあ今のままで、何も挑戦をせずに、そうした状況を、そのまま放置したままでいいのかと。ただ、それがチャレンジできるのは、やっぱり行政ではないかなというふうに思いますし、それと、町としてもリスクを分散して、民間企業と一緒に、今、取り組んでいるというところ、このへんは、ある程度の時間を、これからまだ、かかるとは思うんですけども、こうして、いろいろと工夫をし、また、いろんな形で、栽培方法等も検討し、見直しながら実績を積みながら、安定した、まずは収支バランスがとれるところまでは、まず持って行くということ。そのことで、今、それぞれ努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 今までの現状をお聞きする前に、この事業、提案をいただいた時に、割と厳しい意見も述べさせていただいたことがあります。

先ほど言われました、ナノバブル、この技術があるから高付加価値のトマトができるという説明があった時に、本当にそうなんですかということも言わせてもらったと思うんですけども、と言うのも、今回、IDECさんのほうから提案があった、この技術なんですけど、実は、僕も全国の農家さんの取り組み、いろいろと学ばせていただいたら、こういった技術に関しましては、県内の少し大きな営農さんには、こういったのも無償で出すから、ちょっと実験してみてくださいぐらいな形で提供できる程度の仕組みだったというふうに、僕もお聞きしたことがあります。

そういったことを、今さら言ってもしょうがないんですけども、やはりもっと研究をされた上で、投資をされたほうがよかったのかなとも思いながら、現在、動いていますので、何とか、先ほど言われました、ちょっと時間がかかっても、この方式が、何とか収益のある農業につながるようには努力していただきたいと思います。

その中で、もう1点、この事業が雇用の受け皿になる。今、町内13名の雇用があるというような答弁がございましたが、また、佐用高校の農業科学科とインターンをして、こういったところの農業に就農する若者の育成というような話もいただき、平成28年度、平成29年度のインターンの状況につきましては、平成28年度が2回、平成29年度が2回、また、夏休みのインターンだとか、長期のアルバイトをした高校生もいたという答弁も、以前、いただいておりますけれども、今年、平成30年度は、そういった高校生の教育に関しての連携は、どのような状況だったのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 今年度、佐用高校の農業科学科の研修ということで、2回、農園のほうに来ていただいていた研修を開催しております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 昨年、一昨年と研修には来ていただいているんですけども、そちらへ就職しようかという学生さんはいなかったということなんですけれども、今、12月の段階なんですけれども、そういった研修を受けられた高校生の進路の選択肢には選ばれているような状況はあるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 現在のところ、正社員としての募集のほうを、高校のほうへようかけておりません。

また、そういった職員をすぐに雇うという段になっておりませんので、現在、パートさんとか、そういった方を募集させていただいての展開となっておりますので、佐用高校のほうには、声をようかけておりません。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 先ほどの町長の答弁の中にありましたように、やはりこの地域で言いますと、農業経営が何とか成り立つような仕組みを模索するというのは、本当に最重要課題だと思います。

昨日の小林議員の質問の中にもありましたし、金澤議員の中にも小規模の農家さんをどうしていくんだというような話がありました。

今、当然、帰農塾等々の取り組みはされているんですが、僕、この事業を提案があるから、ずっと思っているんですけども、当然、これは成功していただきたいと思うんですが、ちょっと、今の中では数年かかるんじゃないか。

それとは別に、やはりこれだけ農地があります。ここの通告にない内容かもしれませんが、これと同時並行的に、もっと、小規模の農業者の支援策等々を考えていく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） やはり大規模な農業というのは、大きな資金もかかりますし、大きなリスクもあります。

また、それを支えていくような組織といいますか、実際に大きな企業が経営をするというような、そういう資金力のあるところがしてくれるような農業というのは、なかなかこの土地、佐用町のような中山間地の土地の中では、そういうものを求めても難しいところもあります。

ですから、やはり小規模は小規模のよさというものを生かした、小規模の有利さというものを生かした農業というのも、当然、片方では取り組んでいかなきゃいけない。そのために、やっぱり個人経営であり、また、それだけで生活ができるだけの収益を上げるというのは難しいので、今、仕事を退職されたような、まだ、元気な皆さん、たくさんいらっしゃいます。そういう方が自家消費もしながら、それを趣味と実績を兼ねたような形で収益を上げていくという取り組み、これが今、帰農塾とかという形で、野菜や果樹、そういうものの栽培に取り組んでいただき、それも、そういう方がたくさんある程度集まれば、佐用町全体の生産量もそれなりの量が確保できると思うんですよね。

特に、最近、果物、果樹ですね、こういうのも非常に品種改良が、どんどん進み、新しい、非常にいいものができます。

ただ、これを普及させていくのも、当然、簡単に新しい苗なり品種が導入できるわけじゃないんですけども、そういうことを、教えていただく方が、今、帰農塾で、先生に教えていただいている時に、果樹も本当に何百本も植えるんじゃなくて、数本の果樹があれば、本当に1人で栽培しながら、かなり1年間の売り上げからすれば、期間から見れば、かなりの売り上げもできるような、そういうことも実際にやっておられるところもありますし、その先生なんかも、そういうことを目指して、まず、そうした新しい品種の果樹の苗から接ぎ木をして苗をつくって、みんなそれぞれ持って帰って、自分たちの家で空いている農地に栽培をして、それが実際実り始めれば、また、それを町内、直販所等にも出荷をいただき、また、今、千種議員がされているような町外へ、そうした販売所ですね、神戸の元町マルシェとか、そういうところへも出荷ができるような、そういうこともして、佐用町の農業全体としては、少しでも、そうした耕地、農地を活用できるような取り組み、これも既に、野菜なんかにも帰農塾なんかの中で、新しく皆さんが少量の栽培ですけども、品質のいいものを栽培しながら、幾らか出荷していただいているところも出てきておりますし、そういうことも継続して取り組むことが、一方では必要だというふうに、私も思っております。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 今回の通告を、ちょっと越えて、丁寧に答弁をしていただいたんで、これもちっと通告から外れると言われて、答弁がしにくいようだったら結構なんですけれども、その中で、町長の口から、以前から地域商社という言葉が何度か出たと思うんですけども、そういった事例というのが、全国に、今、広がってきておるんですけども、そういったことは、町当局、また、町長なのか、担当部局なのかで、その調査研究とかをされているという現状はあるんですかね。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、販売をしなきゃいけないという中で、消費者と生産者をつなぐ、そうした組織ですね、これが必要だということは、よく私も理解できるんですけども、何が、どちらが先かという形になるんですけども、生産をする、いろんなものをある程度安定した量と質と、それと品質ですね。そういうものが生まれてこない、その作物、商品を集めて、また、そうやって販売していく、そのために、また、組織をつくっても、それがまた、非常に経営的に難しくなるということも、当然、考えられますので、今は、少なくとも佐用町内に直売所があります。その直売所そのものが、なかなか販売できる商品が集まらないと、そういうところがありますし、それから、これは私は、JAとか、今、それは組織は別だとしても佐用町内のやっぱり農業にみんなかかわってるところの組織として、みんな協力していかないかんと思うんですね。だから、JAさんなんかは、ああいった旬彩蔵なんかも、それから町内の例えば、スーパーとか、そういうところにも地元産のものを売るコーナーもつくられて、そういうところにも出荷をいただいております。

そういう生産者の組織を、まずきちっと運営ができる体制に組織化していきながら、そこから専門的に、集荷をし、また、販売をしていく組織へつながっていくというような形ではないと、なかなかうまくいかないんじゃないかなという感じはいたします。

担当のほうも、そういうことは、今、いろいろと、千種議員からもお聞きしたりして、関心を持って調査研究はしていると思いますけれども、今すぐに、それをつくるということまでは、私は、ところまでは、まだ、そこまでいっておりません。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

ちょっと、外れたんですけども、まなび舎農園の現状と今後について問うということで質問させていただきました。

やはり、このまなび舎農園、まず、大きな課題、目指すべきところは、経営の安定であり、雇用の受け皿としての運営。また、先ほど言われました横展開、この規模で、このままでは、ちょっとしんどいんですけども、横展開の目指すところというのは、やっぱり

佐用町で農業を産業にしていくということだと思います。

この3つを何とか目指していただけるように、我々も側方からでも応援をさせていただきますので、経営の改善をお願いしたいというのと、先ほど言いました横展開の目指すところが農業が産業になるところというところで考えますと、先ほども、少し、ちょっと道はそれましたけれども、十分に耕作地がある。

また、ちょっと技術のある高齢者の方、少量ではあるんですけども、そういった生産力がある中で、以前から言っていますような、若者の就労部分です。農業生産は、割と高齢者の方ができるんですけども、その後の管理だとか、発信だとか、マーケティングというのは、先ほど出ましたJAさんというような大きなプラットフォームじゃなしに、そういったことを管理できるような若手が、いろいろと今、地域で頑張っております。そういったところを、上手に就労支援して、農業が成り立ち、若者たちが、それに側方からかかわって生活のできるまちづくりを目指していただきたい。

第1に、このまなび舎農園の経営を安定していただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（山本幹雄君） 千種和英君の発言は終わりました。

続いて、6番、廣利一志君の発言を許可します。

〔6番 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 6番議席、廣利でございます。

人口減の具体的な対応策・施策を問う。

9月の議会の一般質問において佐用町の総合計画、人口ビジョンの修正について町長の見解を問いました。

今回は、人口減（社会減）への対応の具体策について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

佐用町への移住を促進するために、空き家バンクを設け、空き家見学会の実施、大阪・神戸などでの移住相談会の開催など社会増を図ることについては、一定の成果が出つつあります。

社会減の要因、きっかけは何なのか。つまりなぜ、転居、引っ越しで佐用町を出てしまわれるのか。

仕事、就職、転勤。教育、進学。病気、健康。結婚などが考えられます。その要因を分析することが、まず、大事だというふうに思います。

それらに対して、どれだけ行政を含めて我々が対応できているのか。そんな要因に直面している住民の方々の声に耳を傾けているのか。そのことが問われているというふうに思います。

働く場所、新規起業という側面から社会減への具体的な対応策、施策について、町長の見解をお聞かせください。

①つ、企業誘致で働く場の確保については、町長は、播磨科学公園都市、テクノでの就職機会について、9月の議会でも岡本義次議員の質問に答えられていましたが、その現状とミスマッチについて見解をお聞かせください。

②つ目、新規起業の支援策について補助金だけではなく専門家による指導、場の提供、積極的に講演会などで起業を喚起するようなことを商工会任せにせずに、町が主体的にリードすることが必要だと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

③つ目、高校生の社会参加、地域課題への積極的なかかわりなど、高校生の皆さんも、

これまで以上に、漠然とではあります但し地域の将来、自分たちの未来について思い悩んでいます。高校生たちが進学、就職などで町を離れていく現状がありますが、実は社会減の大きな要因の1つでもあります。

全国的には、そんな高校生たちに応えていこう、耳を傾けよう、行政がバックアップするところが増えてきました。

そんな現状と行政として今なしうることについて、町長の見解をお聞かせください。

④つ目、佐用町公共施設等総合管理計画の策定後の進捗状況と利用率の低い施設の有効活用について、町長の見解をお聞かせください。

再質問は所定の席からさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの人口減の具体的な対応策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にもありますとおり、前回の9月議会において、人口ビジョン、総合計画の修正が必要ではとのご質問をいただきましたが、国立社会保障・人口問題研究所が、今年3月に新たに発表した地域別将来推計人口で、本町の将来推計人口が以前の推計に比較して、さらに減少する推計となっていることを報告させていただきました。その上で、現状の人口や推計人口が目標人口よりも減少傾向にあるとはいえ、それぞれの計画に記載している基本的な方針や、取り組むべき方向性を大きく変更できるほどの新たな考え方や方策もありませんので、現時点における総合戦略の見直しは行わず、来年度、実施予定の佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略の改定作業の中で、特に町独自の目標人口についての見直しを行っていく旨の答弁をさせていただいたところでございます。

また、総合戦略の現時点における見直しは実施しないものの、日本の地域別将来推計人口発表による佐用町の人口問題分析報告の制作と配布をさせていただき、正しい現状認識と将来予測・情報の共有を図らせていただいたところでございます。

この報告の中で、短期間の数値となりますので、それぞれ十分に評価することが難しいところがありますが、直近であります平成29年の社会減が138人となり、平成23年以降では最小の数値となったことも報告をさせていただきました。これは、ご質問の中にもありますとおり、空き家バンクや見学会の実施、移住相談会の開催等の新たな定住促進総合施策がある一定の功を奏し、成果が出ているものというふうにも考えております。

社会減の要因、きっかけは何なのか。その要因を分析することが重要であるとはご指摘でございますが、悉皆調査を行っているわけではございませんので、全てを把握することは困難であるものの、全体の傾向といたしましては、人口ビジョン・総合戦略の中で、ある程度の分析を行っております。

年齢5歳階級別人口移動の推移を見ますと、傾向といたしまして、これは当然なんですけれども、男女とも、15歳から19歳の進学世代の転出移動が大きい傾向であります。また、男性については、20歳から24歳の就学後に地元に戻ってくる傾向が、ある程度あるものの、その傾向については、近年減少傾向にございます。また、女性については、男性に比べて20歳から24歳等の時に戻ってくるという傾向が薄く、そのまま町外へ出るという傾向が強くなっております。また、定年退職後の年代について見ますと、若干転入超過の状態になっておまして、退職後の帰郷や、田舎暮らしなどの要因が考えられます。おおむね高校卒業後に進学や就職をし、20歳前半で一定数が戻ってきて、また、退職後に

も町に一定数が戻って来られるという、皆さんのイメージにも近い結果になっているのではないかというふうに思います。これは、あくまで想定の域をでませんが、佐用町にも仕事がないわけではありませんけれども、一般的に高学歴となった皆さんが佐用町を一旦離れ、収入や仕事の内容・生活の利便性等の事情で、そのまま都会で働き生活されることを選択されている結果ではないかというふうに思います。

以上を踏まえまして、それぞれのご質問にお答えさせていただきます。

まず、①点目の働く場の確保の現状とミスマッチについての見解でございますが、9月議会の一般質問の中で、地元企業、事業所は求人募集しているのに、応募がない状況でございます。そのためにも若者に魅力ある企業・事業所をテクノポリスというポテンシャルの高い地域を核として他市町と連携しながら、企業誘致を図っていききたいと答弁をさせていただきました。この求人と求職者側のニーズが一致せず、人手不足の売り手市場になっているミスマッチは、これは全国地方の都市の地域の全国的な傾向であります。

佐用町の現状を見ますと、先に申し上げました社会減の大きな要因となっている進学世代、高校新卒者で、転出せずに就職している方の就職先は、約半数ほどは町外となっております。また、大学進学者で地元に戻って就職される場合も、約半数は町外の勤務先となっているのが現状です。若者にとって魅力が感じられる仕事、知名度のある企業が佐用町には少ないとも思われますが、しかし、佐用町内にも高い技術を持って全国的に活躍をされている会社もありますし、また、上月の工業団地をはじめ、町内にも、これまで誘致してきた企業、高い業績を上げておられる企業があるわけでありまして。そうした地元の企業の仕事の内容とか、待遇等の情報の認識が低いといえますか、若者に伝わっていないということもミスマッチの原因とも考えられます。ですから、魅力ある企業の誘致を引き続き図っていくとともに、また、若者に町内のそれぞれ企業、また、事業所の情報、そうした情報が十分届くようにしていくことも必要ではないかというふうに考えております。

次に、新規起業の支援策についてお答えをさせていただきます。

平成 27 年度に産業競争力強化法に基づく佐用町創業支援事業計画の認定を受けて、支援事業を実施しておりまして、現在、平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間の期間延長を含む変更承認申請を提出しているところでございます。

計画では、認定連携創業支援等事業者を佐用町商工会として、町や町内の金融機関と佐用町創業支援ネットワークを構築して、県商工会連合会やひょうご産業活性化センターとも連携しながら創業希望者や創業者の支援を行うこととしていたしております。

その中で、佐用町商工会は、創業力向上セミナーの実施や専門家派遣による創業支援の個別相談などを担う位置づけとなっております。

今後本計画に基づき、佐用町が中心となり佐用町商工会、町内金融機関等と連携を図ることによって、創業者創出を目指したいというふうに考えております。

次に、高校生たちが町を離れていく現状と、今なしうることについてお答えをさせていただきます。

まず、佐用高校生の来春の進路ということについてであります。卒業生 206 人で、その内訳は、進学を希望する者が 137 人、就職を希望する者が 69 人となっております。

就職希望者の 69 人のうち、町内の事業所への就職予定者は 3 人というふうになっております。これに対して、町内の事業所からの求人は、21 事業所から 36 人の募集が行われております。町内企業への訪問活動を行い、情報の収集や意見交換を行っている最中でありまして、新卒・中途を問わず、町内企業の職員募集に対して応募がないことや、特に製造業における労働力不足が極めて深刻な状況であり、海外から多くの技能実習生を受け入れながら生産活動を続けている現状について報告を受けております。

企業の中には、実際に会社へ来ていただいて仕事の内容や職場の雰囲気を感じてもらえ

る求人活動をすることにより、地元の雇用を確保していきたいとの意向もありますので、高校と連携しながら、町内企業と学生のマッチングに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、佐用町公共施設等総合管理計画の策定後の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

平成 29 年 3 月に策定をいたしました、佐用町公共施設等総合管理計画は、平成 52 年度までの 24 年間を計画期間として、各種推計により、町有の全ての施設及びインフラの動向を推測し、今後の管理方針を総体的に定めたものでございます。

町では、この総合計画を推進するために、佐用町行財政改革推進本部の下部組織として各課関係室長による施設配置等最適化計画策定ワーキングチームを立ち上げたところでございます。

ワーキングチームは、施設部会とインフラ部会の 2 部会で構成をしており、現在、各課において長寿命化及び統合や廃止など、本町の今後の人口規模等に適応した、施設ごとの長期的な個別管理計画を検討しているところでございます。

今後の予定につきましては、各課において検討している、施設ごとの個別管理計画について、実施時期及びその内容を町全体的に調整し、来年度中に計画案として議会の皆さんへも報告をさせていただき、ご検討をいただきたいというふうに考えております。

その上で、町において、再度調整協議を行い、平成 32 年度中に最終的な計画を策定したいというふうに考えております。

今後著しい人口減少が予測される中で、町の将来を見据えて、施設によっては、厳しい内容の計画となる可能性もございますが、ご報告をさせていただいた際に、皆さんのそれぞれ、また、ご協議をいただき、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、利用率の低い施設の有効活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

学校の規模適正化により廃校となった施設につきましては、ご存じのとおり、既に三土中学校をはじめ、江川・中安・久崎・幕山の 4 小学校と石井・江川・中安の 3 保育園が各種事業者・団体によって活用をされているところであります。運営を休止をしておりました、ゆう・あい・いしいについても、このたび運営事業者が決定をして、今、新たな事業の開始の準備をされているところであります。

町が運営をしております多くの施設につきましては、施設一つ一つにおいて利用率が高いか低いかの判断基準をどこに置くかといった問題もございますが、先にご説明申し上げましたように、施設配置等の最適化計画の中で今後の管理方針等も定めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在におきましても、各施設においてその担当課が、利用促進に向けて、それぞれ努力、取り組んでいるところでありますが、今後においても、各施設の担当課におきまして、1 人でも多くの皆様に、有効にご利用いただけるよう、それぞれの施設の目的に応じた運営を目指して、努力していく考えでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6 番（廣利一志君） 社会増の問題につきましては、12 月の 2 日の新聞が、これはちょっと、私もびっくりをしましたけれども、全国に過疎の市町村、これは 2015 年時点ですけ

れども、797 市町村。

で、実は、1 割を超える 102 市町村、13 パーセントですけれども、社会増にあると。これびっくりしまして、過疎は、もっと過疎が進んでいるのかなというふうに思ったんですけれども、これは地域社会総合研究所所長、藤山 浩さんという方が述べられておられたと。それで、さらにびっくりするのは、この過疎の 797 市町村、結婚や出産の機会が多い 30 代女性の移住が増えていると。子育て環境を重視して、家族ぐるみで移り住んでいる。全部ではないんでしょうけれども、そういう傾向があるというふうなことがまとめられているんですけれど、まず、町長、この記事についてのご感想いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） いろいろと、そうした情報も私たちも目にすることがありますし、また、そういうところも、また、伺って行ったところもあります。

確かに、この数値というものは、非常に気をつけて、よく分析していかないと、中身を見ないと、本当に、これがまた、ずっと持続的なものなのか、ただ、一時的な現象としてあらわれているものなのか。

特に、過疎の村と言っても、全国に行きますと、非常に規模に小さい町村というのが残っております。その町村の存在する条件ですね、(聴取不能) 条件、そういうものが、かなりいろいろと特殊なものがあるって、全国の中で、そういうところが紹介をされて、そこに若い人たちの興味、注目が行って、ある程度の人数が、そこに移住をすれば、元々の母数となる人口が何百人とか、千人とかというような小さなところなんで、数字的には、一気にそこに人口が増えたというような現象が出ているところがあります。

ただ、そうは言っても中には、そういった子育てや、いろんな環境、支援をすることによって、夫婦、また、子供ともに家族で移住をされ、そこでまた、創業をして、その地理的ないろんな自然条件をうまく活用して事業を行っておられるような、そして成功しているようなところも、当然、見ております。

ですから、皆さん、どこも、こういう地方創生で、みんな努力を、どこの町も、また、市町村も行っているんですけれども、しかしまあ、そうは言っても片方では、なかなかそれが成功していない例も非常に多いわけです。

だから、なかなかそうした事業というのは、取り組みというのは、成果を上げていくというのは、片方は難しい点があり、また、そうしたものがマスコミやいろんなところ紹介されるのは、成功例が非常に紹介をされますので、そういうところばかりに目を向けるわけにはいきませんし、成功していない、先ほどの質問にありましたような、こうした農業やいろんな問題についても、そういう人たちを受け入れて、農業を展開していくというようなことで取り組んでおられるところも多いです。

ただ、この地方創生で、全国いろいろな取り組みしていますが、それがすべて成功しているわけではない。かえって難しい段階で、非常に苦勞しているところも多いということ、そういう点も、やっぱりしっかりと見ていかなきゃいけないというふうに思います。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番(廣利一志君) それは、町長、おっしゃるとおりで、この増えている102市町村というのは、離島であったり、小さな町や村であったりということですので、これが持続的なものかということについては、注視必要だというふうに思いますけれども、ただ、ただこれは、ほっといて増えているのではない。ほっといて増えているのではない。だから、要するに対応策と施策が打たれているというところを見る必要があるのかなと。

だから、そのところについては、私は、この数字、皆さん、どういうふうに判断されるかわかりませんが、13パーセントを超える102市町村が社会増に転じてきているというところについては、やっぱり地域の課題について、いろんなことを考えられた結果かなというふうに、前向きに見たいなというふうには思うんですけど。

それで、質問のほうを、働く場所の現状とミスマッチというところについてですけども、町長のほうから15歳から19歳の転出。あるいは、20歳から24歳。あるいは、女性の方が、若い方が町外へということと、それから、高校生の進学、就職のことについても述べていただきました。

それから、地元企業の求人があるんだけど、やっぱり、そこでミスマッチがあるということなんですけども、まず、働く場所を町内、佐用町内、それで、9月の議会で岡本議員の質問に対して、企業誘致の話の中で、テクノの話が出ましたけれども、これはやっぱり町内なのか、テクノなのか、両方なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長(山本幹雄君) はい、庵途町長。

町長(庵途典章君) こうして、若い人たちの、こうして就職をする。そういう時のミスマッチ、この問題は、1つはやはり、よく私たちは、そこを理解しておかなきゃいけないのは、現在の若い人たちの価値観ですね、そういうところに非常に大きな影響というのが出ているのだと思います。

先ほどの人口が増えているところ等においても、先ほど言われたように、本当に離島だとか、特殊なところで、そこで子育てをしたい。そういう価値観ですね。そういう自然がすばらしいし、非常にゆっくりとした子育てがしたいとか、子供たちを、やっぱり、そういう環境の中で育てたいという、まあまあ、そういう方が、かなりそういうところの、そういう価値観を持って移住されている場合が、私は多いと思います。

ただ、そういう子供たちも、じゃあ高校生になり、今回ですね、ここで大人になって、新たに進学をしたり就職をされた時に、なかなか、また、同じように、今の価値観でいけば、都市部への魅力、また、企業に対しても、そうした、今、新しい、いろんな仕事があります。最先端の情報だとか、マスコミだとか、そういうところに就職をしたい。仕事をしたいという、そういう思いですね。

そういうところが、非常に私たちの思いと、若い人たちの、これからの将来に対する価値観と思いというのが違ってきているというところ、これによって、都市部への人の大きな流れというのがあるというところですね。

これが1つの大きな、今の社会の流れではないかなというふうに思います。

そうした中で、企業においても、先ほども答弁しましたように、佐用町内にも、かなり求人があります。その仕事の内容、また、待遇とか、そういう面でも都市部のいろいろな企業と比べても、そんなに大きな差はないし、むしろ優秀な技術を持って、やりがいのある仕事もあるわけですけども、なかなか、そういうところでさえ、求人を出しても応募がないというような現状です。

さらにやはり、今の若い人たちが望む、希望するような雇用の場、仕事ですね、企業、そういうものを本当に、じゃあ、どういうものなのかということも含めて、これは、町が直接つくるわけじゃないんで、企業のほうも、いろいろと事業を展開される中で、やっぱり時代、そういう若い人たちが働きたいというような事業、企業が、展開をして、立地していただきたいと。また、企業のほうも、そういうことを考えておられるところを、やっぱり探してこないといけないということで、それにはテクノというのは、あれだけ科学研究都市で、これからの、いろいろな科学技術というものの新しい技術の基礎研究がされているところなので、そういう基礎研究をもとにした企業を誘致できればと、だから、それが企業、科学公園都市内というのは限られております。もう後、企業用地としても、もうそんなにたくさん残っているわけじゃありません。それは、科学公園都市圏内という形で佐用町にも、そういう企業が来ていただければ、本当に一番理想的なわけであり、ただ、佐用町だけじゃなくって、上郡であり、また、たつのであり、やはりこういう圏域、私たちが生活をしていく圏域の中に、そうした企業が立地をしていただけるように、このへんは、テクノを中心に、こうした連携をして、取り組んでいきたいということで、今、やっている努力しているのが現状、今の現状です。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 住むところを決めていく、あるいは就職先を決めるというところについては、おっしゃるように、価値観のところがありますので、新聞によりますと、兵庫県に住むかどうかと聞いた時に、漠然とノーと答える若い人が多いと。

その理由は、我々が考えなかったような理由なんですね。

だから、そこは、どう理解したらいいのかなというふうに思うんですけども、町内の事業所の求人、それからテクノの就職先ということで、魅力的な企業が、私はあるというふうに思うんです。

そのテクノのその現状とミスマッチというところが、やっぱりこれは、ちょっと考えていく必要があるのかなというようなどころがあります。

これ兵庫県の企業庁に確認をしました。雇用の実態ということで、ちょっとこれ、数年前の資料になるらしいんですけども、2,850人の方が雇われている。就職している。テクノで、で、佐用町内の方が何人なのかと。佐用町内の方が何人通っているのかということですけども、274人。だから、9.5パーセント、1割に満たない。

そしたら、構成4市町と、たつの、上郡、宍粟、佐用ですけども、これパーセントでいくと、48パーセントです。5割にっていない。

私はもっと、構成市町でいくなら、もっと高い、6割、7割というような形で考えたんです。そうすると、1つ行き当たるところが、求人をするところに確認をしました。日本技術センターと。求人をしている。どういうところへ求人を出しているか。工業高校へ求人を出していると。そうすると、この構成市町には、工業高校って、まずないんですね。そうすると、48パーセントが構成4市町ですけども、半分以上が、実は、姫路から遠いところとか、テクノへ通っているんだと。

ここは、しっかりと、これから考えていく必要があるのかなと。我々のここから育った子供たちが、魅力ある企業なんだと。しかし、行きたいんだけど、ミスマッチがある。企業が要求している工業高校、まあ、工業高校だけではないですけどね。という実態があるということなんですけれど、このことについては、町長、いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、その募集の実態、あり方も影響はしているかもしれませんが、ただ、その募集をしている、そういう募集をしているということの裏には、この科学公園都市の性格があるわけですね。今は、科学公園都市も、かなり製造業も入っておりますけれども、あそこは研究都市という中で、かなり専門性の高い、当初、職員。だから、これは全国、世界的な研究機関ですから、全国からそうした研究者や技術者が集まってくる。

ですから、そういう科学公園都市という非常に特殊なところもあると思います。

ただ、通勤だけ、通勤もなかなかできない。かなり距離的に遠くからできないから、たつとか、そういうところにも住んだり、姫路に住んだり、神戸からも通っておられる方、そういう形になっております。

ですから、先ほど、私も答弁の中でお話しさせていただいたように、科学公園都市だけではなくて、そうした、町内、また、科学公園都市内の企業、近隣の企業、こういうところの会社のいろいろな情報ですね、そういうものが、そうした、これから仕事に就いていく、若い人たち、高校卒業、また、大学卒業、そういうところに、十分に情報がいないという点もあろうかと思っておりますので、以前は、佐用高校なんかでも町内の企業さんなんか企業案内ということで、塔陵祭なんかにも出店をいただいて、企業説明、展示なんかをして、皆さんに、こんな佐用町内の企業で、いろんな製品が製造をされているとか、こういうことで、こういうところで活躍しているんだとかというようなことを紹介していただいたようなコーナーもあったんですよ。

だから、そういうことも、これから改めて、もういっぺん考えていく必要があるかと思えますし、企業庁なんかも、どうしても、そうした性格上、求める職員というのが、そうした工業系、技術系とかいうところの求人もあるから募集をしているんですけども、そういう中で、遠くの全国的な募集というような形になっている点について、それだけの職員だけじゃない。やはりもっと、今、製造業もあり、また、事務系もありますから、そういうことを含めて、地域に密着した、今後、まちづくりという中で、募集等についても、また、考えていただきたいと、工夫をしていただきたいと、そういうことは、当然、お願いをしていかなきゃいけないというふうに、今、感じたところであります。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 高校生の問題を具体的に取り上げていきたいと思えます。

先ほどの千種議員の答弁にもありましたけれども、新規の就職先としては、三土中学校跡のなまび舎農園には、具体的には、正職員という募集はしていないということでした。

で、行政のバックアップって、高校に対する行政のバックアップですね。ずっとこう、いろいろ調べてみますと、実は、国が支援をしていくと、高校に国が支援をしていく。あるいは、全国では行政が高校、兵庫県の場合だったら、兵庫県立です。私立もありますけど、県立高校なんですけれども、そういうところへバックアップをしているというところが増えてきていると。

で、具体的には、文科省、国の文部科学省が支援をしているというのが、これは何年、かなり 10 年以上前からですかね、スーパーグローバルハイスクール。これは年間 1,500 万円、5 年間にわたったと。それから、スーパーサイエンスハイスクールというのが、国の支援というのか、文部科学省の支援という形で、近隣の高校も、そういう指定を受けて支援を受けている。補助を受けているというところがあります。

もう 1 つは、地元の行政からの支援を受けている。これは、議会でも視察に行きました隠岐、海士町、隠岐島前高校がそうですし、これは当然、県立なんですけれども、地元の海士町の支援を受けている。

あるいは、私、今回、北海道の三笠市の三笠市長のお話を聞く機会がありました。本当に過疎の過疎、三笠市と言いますけれども、確か、1 万人を切るような市です。

三笠高校というところがあるんですけれども、定員割れがずっと続くという高校でしたけれども、三笠市が支援をする中で、調理、お菓子、ケーキに特化する高校に変えていくという形の中で、全国から高校生が集まってくる。寄宿舎に住むと。

同じようなことが、県内の村岡高校でも地元の行政の支援を受けながら、村岡高校は、普通科地域アウトドアスポーツ類型アウトドアスポーツ系というのを数年前に創設して、全国募集をしております。

結局、高校生たち、町長の答弁の中にありましたように、今回は 69 名でしたか、卒業後就職という方があるわけですがけれども、そういう卒業してから県外へ出てしまって帰ってきてほしいんだけど、帰って来ない人が多い。アウトドアスポーツ系だとか、お菓子をつくる高校だとか、そういう他市町村ですがけれども、そういう行政からのバックアップということについて、町長の見解は、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） やはり佐用高校というのは、地域の佐用町の最高学府でもありますし、長年の長い歴史の中で、人材を育成してきたと。現在も、かなり半数以上が町外からの学生という形になっておりますけれども、やはり佐用高校が、そうした教育の場として存在しているというのは、佐用町のいろんな面で大きな力になっているというふうに思っております。

そういう中で、私は、佐用高校が地域に密着した中で、いろんなところで、そうした佐用高校の力というものを活用して、町のこうした人口減少していく、また、町がパワーがなくなっていく中で、いろいろと佐用高校の学生たちが、いろんなイベントなんかにも参加をしてくれたり、また、活動もしていただいているし、また、部活として、ああした吹奏楽とか、いろんな形で、いろいろと協力をしていております。

そういう中で、農業面において、特に、佐用高校の前身というのは養蚕学校から始まって、農業という、地域の農業を支えるような人材を育成してきたという大きな歴史があるわけです。

現在、農業科学科という形で、本当に 1 クラスになってしまったんですけども、それは、やはり、今後の佐用町の農業を考える上で、大きな教育機関として私たちは期待をしたいし、また、そうした佐用高校から卒業された人材が、佐用町、地域の農業なり林業を支えてくれるような、そうしたことに、やはり行政としても協力をしていかなきゃいけないとかいう、支援をしていく必要があるかということ、常々考えております。

今回のまなび舎農園等においても、そういうことも 1 つの佐用高校生なんかに、そうし

た農業を体験をし、実習をする場としても提供したいということで、そういう授業も、今、行っておりますし、それを発展して、何とか、県のほうにも佐用高校に改めて農業に取り組む、また、施設の整備とか、そういう面を充実してほしいと。そういう中で、県が全てやっていただければいいんですけども、地元、町としても県立でありますけれども、そうした施設が必要な、整備をしていく上で必要な、町ができる範囲内での支援はする用意がありますということは、もう校長のほうにも伝えておりますし、ただまあ、教育機関でありますので、何かに特化して、それだけを高校生で専門的に教えるというわけにいかないのです、なかなか私たちが思っているような施設整備をして、今のすぐに役立つような農業経験、教育をするというわけにはいかないなというところも聞いておりますけれどもね、そういうことを、私は、当然、以前から考えておりますし、先ほど言いましたような形で、今、取り組んでいるところであります。

ただ、他町でも、そうした人材の育成の上で、特色ある学校に、まずしていかないと、学生が集まらない。どんどんと学生が減っていくということが、また、地域においても、にぎわいにおいても、大きなマイナスになってきておりますので、そういうことで特色ある学校をつくろうという動きは非常に強いんですね。だから、そうしたお菓子であるとか、今、言われるような、若い人たちが興味を持って集まってくれるような学科を設置すると。

私も以前に行った、三重県の多気町なんかも学生の食堂をつくったりして、これまで、ほとんど子供たちが注目しなかった食物科というところが、全国から学生が集まるような学校になったところも見てきました。

そういう、若干、成功例というのはあるんですけども、ただ、そういう学生が、そこで学んだとしても、じゃあ地域で、それを生かして、そうしたお菓子屋さんをやるとか、また、アウトドアという形で、何か、そうしたアウトドアの事業を行うとかというのは、なかなか、それは難しいなという感じはいたします。

そういうことを、今、申し上げたことで、佐用高校については、町としても、本当にしっかりと手をつなぎながら、高校の維持も含めて、取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利一志君。

6番（廣利一志君） 三笠市長の言葉が、すごく印象的だったのがあります。

進出しようとする企業が、まず、最初に言われるのが高校がありますかということ聞かれるそうです。だから、それどういう意味なのかわかりませんが、だから三笠市長は、やっぱり高校を、三笠高校は道立高校でしたけれども、市立の高校に変えてしまったということで、学科も変えて高校を守ったということがあります。そういうことも、必要なのかなという形がします。

支援については、私は、いきなり例えば、改組して町立にというのは、そういうことは、いきなりは難しいと思います。

これは、各課長にぜひお願いしたいんですけども、イベントをやります。いろんなイベントが年間通してありますけれども、その日限りの高校生を便利に使うという形はやめてほしいなと。

高校生たちは、話していくと、先生と親以外に、実は褒められたことがない。褒められて、すごくうれしい。

私もイベント当日だけ来てもらうという考えでしたけれど、企画段階から高校生に参加

してもらったらどうかな。できたら、数あるイベント、ぜひその日限りと、その場限りという形ではなくて、高校生たちの参加をいただくわけですから、高校生の若い考えを聞くという形にすれば、高校生たちは、親と先生以外の人たちと話ができたと。褒められたと。すごい純粋だなというふうに思いました。

だから、そういう形で、新年度、ぜひ高校生たちの声も聞いてほしいなというふうに思います。

佐用町の公共施設等総合管理計画については、これから進捗が進んでいくということで、これからという形だというふうに思いますけれども、昨日の金谷議員の質問に対して、町長は三日月支所の問題、それから文化センターの問題について触れられました。ちょっと、いきなりでしたので、少しびっくりをしました。

私は、三日月保育所に通っておられる若いお母さん方に実際に聞きました。あるいは、文化センターの1階は、図書室、自由に使える。夏休み等は使えるようになっています。中学生、高校生、それから、その保護者にも聞きました。どういう使い方がいいと。いろいろ出ました。若いお母さん、共稼ぎのお母さんは、想像もしませんでしたけれども、子供食堂をやってほしいと。そういう言葉は聞いたことがありましたけれども、これは、30代の若いお母さん。何人か、そういう答えを聞きました。

あるいは、中学生、高校生、あるいは、その保護者の方のお声は、フリースペースがほしい。フリースペースだからいいと。

私は、2階、3階に持って行くという形は、ちょっと、やっぱり動線の関係からすると、それは、1階でないと使い辛いなというような感じがしました。

これから、町民の皆さんの、住民の皆さんの声を聞かれてということなんですけれども。

それで、管理計画、利用率の低い施設ということで、それから、新規起業に向けての町のリードということでは、やっぱり西栗倉は、もう本当に数千人の小さな村ですけれども、佐用町の何倍もの新規起業、30企業もびっくりするぐらい、新規起業がされているところなんですけれども、これはやっぱり積極的な町のリードというところがあります。

それで、そういう形で新規起業という形で、その利用率の低いところについて、実際に、その起業を目指す人たちに聞きました。そうすると、やっぱり、町の窓口へ行った時に、やはりその、やっぱり例えば、民泊のこととか、いろんなことを計画されているとか、あるいは、それこそ最先端のことを、佐用町でやろうと。その相談に行ったんだけど、やはりその窓口等では、何となく冷たい対応だったというふうなことも、ちょっと聞きました。

ですから、やっぱり町職員が、もしできなければ、そういうできる方を窓口に置くとか、やっぱりそのあたりは、商工会にも当然連携は必要ですけれども、町のところにも、やっぱりそういう方が必要ではないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 公共施設の、まず、将来にわたる適正化といいますか、管理計画、これは、当然、人口が、それだけ減少していくことを、しっかりと、このへんは現実として捉えた中で、それに対応できるような、また、町のあり方というものを模索、今、していかないと、それが私たちの、また、ある意味では責任だというふうに思っております。

ただ、今現在使っておられる方、利用されている方、いろいろと、また、新たに、こういうことをしてほしいとかという要望もあります。

使う、利用される方は、町民の方が使われるわけです。いろいろな団体ありますけれども、みんな同じ町民です。

ですから、みんなが便利に有効に、そして、経費がかからないように効率的に使えば、それは全ていいわけです。

ですから、あの施設もボリューム的に、現在でもあまり活用されていないとか、ほかと兼用できれば、一緒にすれば、うまく効率的にできるところもあるはずですよ。そのへんは、お互い一緒に考えて、同じ町民として、自分たちの町民も皆さんが負担をしているわけですから、自分たちもある意味では、佐用町の運営をしていく、責任のある、お互いに一人一人が責任を持っているという考えのもとに、また、いろいろと話し合いをさせていただければなというふうに思います。

そういう中で、町内だけでは使い切れない。また、施設があるものを、うまく活用して、新たな起業や、また、そこに事業活動ができるようなものができれば、それはまた、それで大きな効率的な活用に結びつくんだというふうに思います。

そうした中で、当然、限られた中で、また、しかもすぐに、そういう状態になっていくんじゃないかって、ある程度時間をかけながら考えていくわけですから、うまくタイミングが、また、そういう利用をしたいという方と、起業をしたいという方のタイミングがうまく合う、時期的に、時間的に合うかどうかというのも問題あるんですけども、そういう相談は、やはり町が、まず受けて、いろんな支援とか、支援の国の政策とか、そういうものを活用する面においては、やはり商工会なんかが、やはり、そうした認定を受けて取り組んでいく、これも同じ町の中での行政です。商工行政ですから、行政同士がしっかりと連携をしていくということでもあります。

そのために、町としては、商工観光課を設置をして、その中でも商工係もおりますし、その対応が、なかなか十分できていないというご批判もあるのかもしれませんが、そこは、やっぱり職員として、その事業も行う以上、いろいろな勉強も当然して、また、そういう方々との相談にも自分がわからなければ、一緒に勉強しながら、そういう人たちの方の、やっぱり創業につながって、最終的にいい結果が出るような対応をしていくという、これは職員の務めだというふうに思っておりますから、それは、職員としても、いろいろと、これから努力をさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 社会増については、すぐ成果が出るというものでは、ないのかもわかりません。

しかし、移住者の方は、着実に増えてきているという事実があります。

長く、高校生、高校に対する支援の言葉も、今、聞きましたので、やっぱりそれは、これから、どんな支援があるのかなということも含めてなんですけれども。

しかし、そういう支援と、しかし、今日からできる支援もあるというふうに、私は思いますので、ぜひ各課でやられるイベントには、そういうところから、ぜひ高校生たちにも声をかけていただきたいなというふうに思います。

私の一般質問を終わります。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 佐用高校のことについてね、いろいろとこれから、また、今まで以上に佐用高校の生徒たちが、本当に一緒に学びながら、町の中で、地元の皆さんと一緒に、いろんな活動をして、それがまた、将来につながる、いい経験にもなっていけばいいなというふうに思っておりますし、また、そのために、私たちも、ただ単に便利に使っているという気持ちじゃなくって、これまでも、佐用高校の部活の活動費なんかについて、既にああして、ブラスバンドの吹奏楽の楽器を購入したり、また、去年は、野球部のピッチングマシーンが悪くなってしまって、そういうような面で、活躍してくれている高校生に対して、町として、新しいピッチングマシーンを購入を支援したり、なかなか県立高校という中で、そうした予算が、どこの学校も厳しいようです。

特に、佐用高校が生徒数が減っていく中で、そうした活動予算というものも、限られているという中で、町としては、そうした支援も既に行っているということ、これは十分ご存じのところなんですけれども、町民の皆さん方にも、また、そういうことでお知らせをしておきたいと思っております。以上です。すみません。

6 番（廣利一志君） 以上で終わります。

議長（山本幹雄君） 廣利一志君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後 1 時 20 分からとします。

午前 1 時 5 3 分 休憩

午後 0 1 時 2 0 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

8 番、石堂 基君の発言を許可します。

〔8 番 石堂 基君 登壇〕

8 番（石堂 基君） 8 番議席の石堂です。

私は、森林経営管理システムの取り組みについて、9 月定例会に引き続き、一般質問をさせていただきます。

前回の定例会での一般質問では、新しい森林経営管理システムの概要と本町における林野の現状が確認をされました。

また、11 月 16 日に開催されました林業講演会では、国内や兵庫県における林業の現状と今後の課題について、自治会や森林組合関係者はもとより多くの住民の皆さんに講師先生と町長の対談を通じて情報提供ができたのではないのでしょうか。

こうした機会に対する住民の皆さんの反響は思いのほか大きく、多くの方が森林整備の

必要性を感じられ、今後の町の取り組みに期待をされていることを実感しています。

森林経営管理法が目指すところは、林業経営の拡大と森林の公益的機能保全で、山林に対する所有者意識の変遷が、個人資産から公益機能の保全になりつつある中で、行政の責務として森林管理を考え、産業・雇用の創設や地域経済への波及、防災力の向上など、多くの目的を含めた佐用町独自の取り組みについて考えることが求められています。

そこで、9月定例会の議論を踏まえた上で、次の項目について伺います。

1点目、森林所有者に対する意向調査の概要について、示してください。

2点目、総合的な森林整備事業の推進体制について、今の段階での内容を示してください。

3点目、今後の森林整備事業推進に当たって、モデル地区選定等による実施の考えがあるのか、ないのか、これについてもお示しをいただきたいと思います。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からの森林管理システムへの取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

新たな法律である森林経営管理法、これは、森林環境税の創設を踏まえて、国において新しい法律である森林経営管理法が平成30年5月に国会で可決をされ、来年4月からの施行がされるということであり、新たな森林管理システムというものがスタートいたします。

これは、森林所有者をはじめ林業に携わる全ての方から期待を寄せられている事業であることは言うまでもないと思います。

先月、開催をしました林業講演会、今、ご質問の中でもいただきましたけれども、122名の参加のもと、県森連会長の石堂則本元県会議員からのお話をさせていただいて、日本の林業にとどまらず、スウェーデンなど世界の林業の取り組みなどを、紹介をさせていただく中で、来年度から取り組む、森林経営管理法に基づく新しい森林管理システムへの情報提供を行い、参加者の皆さんの関心が高められたところであります。

ご質問のこの事業にかかる森林所有者の意向調査の概要ということについてでございますが、この意向調査の実施につきましては、郡森林組合と協議の上、森林組合員の協力を得ながら、町森林簿に登録をされている森林所有者を対象に計画的に実施をしていきたいというふうに考えております。

この調査は、今後、この新たに制定された森林経営管理法のもとで、今後、町内の森林を管理していく上で、まず、基礎となる非常に重要な調査になるというふうに考えております。

その内容につきましては、まず、所有する山林の名義、これが現在生存して所有されている方の名義となっているかどうか。いわゆる登記がきちっと整備されているかどうか。そういうことを確認を行い、所有者が、その森林を今後、適切に管理していただかなければならない責任を負っているんだということを説明をして、その責務を果たしておられるかどうかをお伺いをしたいと思います。

そして、そうした責務を果たしておられる場合には、その方法や森林所有者が、今後どのように管理をされようと考えておられるのか、所有者の希望を問い、また、町独自の補助制度などPRをし、有効にこれを活用していただき、適切な森林管理を今後ともしてい

ただけるように促していきたいというふうに考えております。

ただ、そうした管理ができていない、いわゆる放置されているような状態においては、森林所有者の森林の持つ多様性を説明し、その責務を果たしていただかなければならないことや、そのためには森林所有者は自己負担を負いながらも森林管理をしていただかなければならないことの説明をしたいと思っております。

その説明の中で、今後、森林を適切に管理できない森林所有者の選択肢の1つとして、町が、その山林の寄附を受けるということも選択肢の1つであり、また、場合によっては、今後、その森林の評価、適切な評価をした上で、町が公有林として買収をするということの考えもあるということも伝えたいというふうに思っております。

次に2つ目の総合的な事業の推進体制についてということですが、こうした、これから今後、森林管理を行っていく上で、森林環境税の創設、そして、森林経営管理法が制定された中で、佐用町の現在の森林が置かれている状態と、また、将来、考えられるいろいろな問題、課題に対処するために、やはり町として、先ほども質問にもありました佐用町独自のということか、佐用町の状況を踏まえた、こうした管理計画というものをつくる、私は必要があるというふうに考えております。

これは、森林経営管理法が目指す森林経営の拡大と、森林の公益性の保全、こうした2つの大きな柱があるわけですが、この森林の現在資産価値が非常に失われ、個人所有、個人では、なかなかそれを管理できない状況が生まれている中で、今後、これまでの森林の個人資産から新たに、そうした公益性をしっかりと確実に発揮するためにも、森林の公有化ということも計画の中の必要な項目になるのではないかなというふうに考えております。

そうした計画をつくる上では、当然、現在の森林所有者、そして、長年、林業に取り組んできている郡の森林組合の考え方や協力、また、現在の森林事業に取り組んでいただいております林業のそうした企業体の皆さん、そういう方々からの協力と、また、意見を踏まえた上での計画をつくる必要があるかと思っておりますので、こういうものを、これから計画をつくる上で、その推進体制としては、やはり町として、それを担当する農林振興課、その中にも専任の職員をしっかりと配置もしなければならないなというふうに考えております。

事業として、総合的に具体的に事業を推進するということは、今後の課題なんですけれども、やはり、それをする前に、そうした事業を行っていく前に、平成25年度に林業のこの森林資源の活用計画というものをつくりました。これも踏まえ、また、それと同じような形で国の法律もできましたので、国の法律をそのまま町がこれを全て実施していくというのは、佐用町の実態に合わないところも、かなりあると私は思っております。そういう状況の中で、佐用町独自の佐用町で本当に、この将来、いろんな意味で森林が活用でき、また、ほかの事業全体の道路の管理とか、また、町のいろんな土地の管理の上で、森林の今後の今抱えている登記がされていない、個人では所有できていない、放置をされているという、こういうことを解消を将来に向けてしていくためにも、そうした森林環境税というの活用をしたいと思っておりますし、そういう森林管理法という1つの枠の中であったとしても、町の実態に合った、管理方法を行っていく上での計画というのが必要かというふうに考えておりますので、そういう意味で、まず、そうした事業を行うための推進体制というものを町として、つくっていくということ。それには、先ほど言いましたように郡森林組合、こういうところとも一体となって、取り組みたいということ、今、考えているところであります。

次に、3つ目のモデル地区選定による実施ということですが、そうした基本的な計画、策定、つくった上で、じゃあ、どういうふうに、これを具体的に、それぞれの事

業として推進していくかと、そういう段階において、先行してモデル地区ということ指定して行うことも1つの手法ではないかというふうには思っておりますが、そういうことが、今、これからモデル地区を選定をして行うということ、今、決めることは、なかなか難しいと思います。

そういう意味でも、先に説明を申し上げました、まずは意向調査を、分析をして、そして、その実態調査、その中から、いろんな課題を分析した上で、佐用町の経営管理計画というものを策定した上で、場合によっては町内一斉に全部を一気にこれを行うということは難しい場合には、先行して、モデル地区で実際の事業に取り組みながら、また、いろいろと改善をして、佐用町全体の事業として展開をしていくという、そういうことも1つの方法ではないかなというふうには思っております。

どちらにしても、佐用町は非常に条件的に悪い森林奥地の林業、森林がかなりありますし、採算のある経営に適さない森林もたくさんあるわけです。そういうものも含めて、環境税を活用しながら管理をしていこうということなんですけれども、しかし、その環境税というの、今の試算では、国全体で最終的に、これが環境税として、あと6年先か7年先になるんですけれども、その税が徴収されたとしても、実際には、全体で600億円。佐用町に配分される額というのが、今、試算されている上では5,000万円か6,000万円ぐらいというふうに試算がされておりますけれども、なかなか、それだけの予算では、そうした条件の悪い地域まで含めて林道の整備をしたり、作業道の整備をして、また、採算の合う林業経営をしていくということは、非常に難しいなと思います。

そのへんも、しっかりと現実、実態を見ながら、計画を、ある程度、実態に合った、現実にあった計画をつくっていく。

また、財政の面でも町としても独自に、今でも取り組んで、かなり力を入れて、森林管理に経営を取り組んでおりますけれども、こういう点については、環境税だけに頼ることはできないと。これまでの考え方というのは、取り組みは継続をしていかなきゃならないだろうと、そういう考え方で、今、いるわけでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） それでは、再質問に入る前ですけれども、私は、1点、町長といたしますか、答弁者のほうにお断りをしなければいけないことがあります。

実は、前回9月の定例会のこの質問のやり取りの中で、町長の1回目の答弁、私、非常に長い、43分もあったというふうに言いました。正確には41分でした。訂正してお詫びします。

これ、なぜお断りするかとというと、実は、最初、私、気がつかなかったんですね。

ある住民の方から、あると言っても、これ結局、最終的には、3名の方から言われましたけれども、非常に一般質問、町長の答弁長かったなど、でも、お前言いよった43分じゃないぞと。もうちょっと短かったという話から、よう謝っておけよという話をいただいて、ええっ、何でそこまで住民の方がというかって聞いたら、町長の話、興味はあったけれども、1回聞いただけでは、ちょっとわかり辛かったんやと。それで、たまたま録画しておったから、見直して聞いたという方が2名いらっしゃって、そこから41分が出てきたんですけれども、殊のほか、前回の一般質問で、一般質問でというんですか、町長の答弁、この森林経営管理法なり環境税に関する山の町の森林整備を、これからどういうふうに、

佐用町として展開していきたいんやという話というものが、住民の方に、非常にこう関心が高いといいますか、正直申し上げて、私、何回も一般質問、いろんなことでさせていただいていますけれども、これほど住民の方から声をかけていただいた、あるいは、町長は、どういうふうな内容で、あれ答えよったんやというふうなことで、話をさせていただいたことが、実は、これまでないんですよ。

で、たまたま、これは先月、先々月から森林組合の総代会であるとか、林業講演会であるとか、そういうタイミングも重なってだったんかもわかりませんが、私が想像していた以上に、住民の方が、今の山の状況というのを、ある程度危惧されていて、これから佐用町の個人の山という部分も若干あるみたいですけども、このまま放置しておくわけにはいかんやろうという意識が、非常に思っていた以上に高いというのか、あるというのを実感させていただきました。

正直、これほどまでに、すぐに、いろんな声が上がってくるというふうには思っていなかったもので、ある意味、これから町が、いろいろ考えて展開をしようとする事業というのは、本当に住民の皆さんにとって、地域にとって必要な内容なんだというのを、改めて思って、また、今月もさせていただいているわけです。

ただ今、答弁をいただいた内容で、少し再質問の中に入って行きたいんですけども、まず1点目の今現在の森林所有者の方の意向調査ですね。これについては、9月の中でも具体的に森林の所有者の方に実施をしていくということで、今の答弁でいきますと、ある程度、森林組合なんかと協議しながら、今の森林所有者、計画的に実施をしていくというお答えだったというふうに思います。

で、実際には、今のことですから、森林所有者をデータの的に拾い上げて、そこにアンケート調査なり、意向調査票を送るというのは、簡単にできるかなと思うんですけども、実務的にそれをやっていくと、少し私が思うのに危惧があります。

それを、もとに再質問するんですけども、例えば、今現在、町内の森林所有者の方、実人数で何名いらっしゃるのかというのがわからないんですけども、森林台帳なんかで、まず、ピックアップして、そこで個人、それから団体も含めて出した場合に、そこから一斉に答えが返ってきた時に、じゃあその答えが返ってくる内容も重要なんですけども、まずそこに調査票を送る内容ですね。これも答弁の中に若干含まれていましたけれども、今後、佐用町が責任を持って森林管理に当たっていくんや、整備に当たっていくんやというふうな意思表示、啓発も含めて、まず、森林所有者の方への意識づけなり啓発を兼ねて、そういうことをやっていきたいというのは、重々わかりますが、これを一度に、全所有者にやっていくと、そのとりまとめ、あるいは、その調査をやった後、じゃあ町が何をしてくれるのか。どういう整備になるのかという時間的なものの整理が、非常に長くかかって、少しは現場がというのか、実務が遅れることが予想されるんじゃないかなと。それも含めて、この質問の中で3点目に上げている、ある程度地域を選択して、モデル的なところを、まあ、このモデル的なところというのが、ある程度、今の森林整備計画に基づいて、林班を見て行って、この地域だったら、大体所有者が固まっているし、人工林の割合もこれぐらいなので、あるいは整備をしなければいけない内容もあるのでということで、地域をある程度選んで、そこを先行的に、試験的に意向調査をやって、計画を組んでやってみるというふうなやり方も、僕はありかなというふうに思ったんです。

で、それはその、2点目の事業なり、今後の計画の推進体制も関連してくると思うんですけども、今、正直申し上げて、例えば、森林組合、当然、協力を得て、そういうふうな調査をやるということだったんですけども、逆に、その具体的な事務を進める農林振興の林務から言えば、担当者1人で、そうした中で、調査票をつくること、送ることは事務的にできるかもわからないんですけども、それが返ってきた段階で、もう具体的に意

向を取りまとめて、次の先ほど答弁にあったような計画書づくりまでということで、ランニングしてくには、あまりにも、ちょっとボリュームがありすぎるのかなというふうな思いがあります。

先ほどは、その答弁の中で、この意向調査ですね、計画的に実施という答弁だったんですけども、やっぱり全町的に一度にやる。とりあえずは一度にやるという考えなのか、まだ、ちょっと、そのへん含みがあるのか、再度、お答えをいただきたいと思います。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途典章町長。

町長（庵途典章君） 意向調査、今、答弁でも、お答えでも申し上げましたように、これは、これからの計画をつくる上で、大体こういう状況にあるだろうという想定はしているわけです。現状を見てですね。

でも、そのことを、まず、ある程度、数値の上で、データの上で確認をしないと、次の計画というのは、なかなかできない。

そういう意味で、確かに森林所有者、今、森林簿で組合員数でいくと4,000人以上の佐用町、非常に所有者が多いんですね。ただ、そういう所有者を一斉に、やっぱり大体の意向というのを数字の上で、データとして、私は、つかむ必要があると思っています。

その上で、今後、佐用町として、どういうふうなことができるのか。また、森林管理法なりの法律の趣旨の中で、佐用町が逆にどういうことをやらなきゃいけないのか。そういうことを、これはやはり地域にも、ある程度、やっぱり、全員が参加されることは、当然なんですけれども、説明をしていかないといかんと思っています。そういう説明して、佐用町内の、ある程度、関心の持っていただく人、皆さんに、このそういうデータをもとに実態と、また、町として考えていること、こういうことを、理解をしていただいて、そうした森林所有者の、やはり考えを、まとめていかないと、なかなか、ただ計画をつくって、じゃあ事業ができるかと、簡単に町の対象者が非常に多くの中で一気ににはできないと。具体的な事業としては進まないと思っています。

だから、意向調査を、モデル地区をつくってやるというのは、これはちょっと、実際に、具体的な事業をやるということでの調査なら、そのやり方としては、そういう方法もあるんですけれども、まずは、やはり全体の所有者の現況を把握するという。この事が一番基礎になろうかと思っています。

ただ、それを分析したり、取りまとめるのも、当然、今、農林振興課も担当者、非常に少ない。1人の中でやっているの、これでは当然、できません。それは、やっぱり事務的には、できる体制は、当然、私も、やる以上はつくらなきゃいけないというふうには考えております。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、石堂 基君。

8番（石堂 基君） わかりました。

今の答弁で、少し出て来たんですけども、地域における説明会というんですか、懇談会、これは私も、後々提案しようかなと思っていたんですけども、必要なことで、と言うのが、やっぱり林業講演会、1つ自身でも、先ほど、言いましたように、かなりの反響

があるということで、あの場には、多分、農会長さんであるとか、自治会長さんであるとか、林業総代であるとかということで、ご案内を差し上げて出しているんですけども、やっぱり町長の思いを、もうちょっと直接的に、別にそれは全部が全部、町長が行く必要もないんでしょうし、担当者で十分説明できる場所もあるんですけども、せめて、その協議会単位ぐらいの中での説明会。もしくは、自治会長で総括してだったら、もうちょっと丁寧な説明というんですか、話っているんですか、内容提示というんですか、そういうようなものがあって、僕はしかるべきだと思うし、逆に言えば、その説明なり、啓発なり、町側の思いというのを、まず、先に出すことによって、その意向調査の結果というの、かなり左右されてくるところ。正確性を持って上がってくるところがあると思うので、それは、ぜひ地域懇談会的なぐらいなところから、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

言われたように、その意向調査自身は、そういうようなことも踏まえて全体でというのは、これ承知をいたしましたし、私が、モデル的というものは、具体的に、その事業の計画ができ上がる、並行してでもいいんですけども、実際にものが住民の皆さんに見ただけだと、もっと、例えば、その山の管理の意思、例えば、自分で経営していきたいんや。自分が管理していきたいんや。あるいは、町に管理を委託したいんや。あるいは、場合によったら、所有権等についても寄附とか取得とかということで、町のほうにお願いしたいんやというようなことが、きっかけづくりになるものは、やっぱり目に見えて、地域というのか、森林が変わっていくことが必要かなと思ったので、それがモデル的に、どこかの段階でできれば、地籍と同じように、いや、じゃあこの次は、私とこの地域で、この地域というようなことでの事業推進の1つには大きな励みになるのかなというふうなことで提案をさせていただきましたけれども、いずれにしても、それは、意向調査の後、町のほうで新たにつくられる計画によりということだろうと思います。

で、これも答弁の中にあつた、この意向調査なり、町が独自の森林整備を計画としてつくっていくというふうにあつたんですけども、特段、僕は、新しい計画をつくらなくても、若干、触れられたように、これまでの佐用町の森林資源活用計画、部分的には、あれを引用して見直していくとか、森林資源活用計画自身は、別に法的な根拠がないんで、佐用町の森林整備計画ですね、平成 29 年、去年に見直し、一部改正されているやつ。あれが、平成 36 年までありますので、あれを少し触って、その中に計画ってというようなのを具体性を入れていくということもできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、本質的には、今、定めている佐用町の森林整備計画というのは、森林法に基づいて、上から順番に来ているやつですから、ただ、網羅されている内容というのは、今の人工林なんかの管理、あるいは、その天然林なんかの管理、それは、整備の面も含まれていますし、公益機能、あるいは、それ以外の例えば、環境であったりとか、文化的なことなんかも、この森林整備計画にはあつたと思うんですね。

だから、それをもう少し、実際の現地に合うような形、今の森林整備計画自身も、基本的には、森林法に基づく、林班に基づいて、水源涵養としては、ここの地域を整備しなければいけないということが謳ってあると思っているので、あれを細かく改編していくことなり、それから、合わせて経営面とか、実際に町独自の計画を織り込む部分なんかについても入れることはできるんじゃないかなというふうに、私は思うんです。そのあたりは、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君）

はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） その通りであって、私も、別に新たに1からつくるといようなことでもない。今現在、抱えている課題を網羅して、ああして、活用計画もつくりましたし、森林計画もつくっております。

ただ、こうした法律ができた上で、そこに、やっぱり法律的に、国がこういう環境税というものを、活用する上で、これもある程度、国から求められている部分がありますので、そういうものを、佐用町として、どこまで組み入れて、その国の法律に基づいた中で、事業を、今後、継続的に行っていくか、こういうことを見直す部分あると考えて行かなきゃいけないと。

だから、計画そのものは、そんなに大きく変わるものではないと思っておりますが、私は、一番、今回の国が制定した経営管理法、ここでの問題は、条件不利地である、採算の取れない山林、こういうものを行政が、そこから委託契約を受けて、行政の責任で管理をしなきゃいけないというような部分があるわけです。

ただ、この問題には、一番、私は、根本的に抜けているところは、土地の問題ですね。土地が、非常にそのまま未登記になり、所有者のわからない不明な土地が、どんどんと生まれてきていると。こういう点も、やはり森林資源の問題というだけではなくて、町の今後、いろんな全てを町が災害対応とか、そうした開発とか、いろんな面で、これから町としても取り組んでいく上で、土地というのが、やっぱり基本になるわけです。そうした中で、やっぱり山林が一番土地の整備ができていない。どんどんと、そうした不明、所有者がわからない。また、町外の人が持っておられて、なかなか所有者特定して、交渉ができない。こういうことも生まれております。

ただ、国が求めている経営をする上で、どうするのかというだけの話ではなくて、町としては、やっぱり町が将来抱える、そういう課題があるということ踏まえて、今度の計画の中に、どれだけ盛り込めるのか。そこに1つは、町が公有化をするということ盛り込めないかというのが、1つの今までの計画の中になく、大きな部分だということに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 石堂 基君。

8番（石堂 基君） 確かに、これから進める事業ですから、どこかに1つ柱的に計画書の中に盛り込んで、それを行政としても義務づけをして進めていかなければいけないということで、計画自身の見直しは必要なことだろうと、当然、思いますし、その前段で、森林所有者に対する調査自身が、これちょっと話、飛躍しますけれども、やっぱり、そういうふうな災害対応時なんかの所有者なり管理者の確認というふうなことの前提として、調査自身は生きてくるんじゃないかなというふうにも思います。だから、ぜひ進めていただきたいのと。

ちょっと、計画書のほうに話がいったので、その関連で、ちょっと、通告内容から若干外れるかもわからないんですけども、今現在、これ当然のことながら、これから町が独自で進める森林整備の大きな柱の1つの公益的機能の保全という部分で聞くんですけども、この平成30年度から県のほうで土砂災害の従来、警戒区域というものが設定されていましたが、これに新たに兵庫県として、特別警戒区域ということで、区域の見直しなり、要は、特に、警戒が必要なところということで、今現在、調査をし、もう既に、区域が決定をして、公示されているところもあると思うんですけども、当然のことなが

ら、この区域が全町、多分、スケジュール的には、よく把握していないんですけども、終わると、当然この特別警戒区域の網掛け自身を被るところなんか、逆に言えば、公益機能の部分を何とか整備にかけていくという部分から言えば、それが、例えば、町独自の整備事業なんかに織り込まれる優先順位としては、高い地域になってくるのかなというふうにも思っています。

この警戒区域の今の見直しですね、これのスケジュール自身が、今現在、町内的に、どういうふうな形で進んでいるのか。これ担当は、多分、建設課のほうかなと思うんですけど、課長のほうに伺っていいですかね。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山建設課長。

建設課長（横山重明君） お答えします。

今現在、県のほうで、土砂災害特別警戒区域、レッド指定ということで、現在、調査のほうが進められております。

今現在では、1期、2期、3期ということで、1期、2期が終わろうとしております。1期につきましては、佐用の石井地区が平成29年度で調査されて、平成30年の3月に公示されています。

2期としまして、佐用町の佐用、長谷、平福、江川、幕山、上月地区ということで、調査されて、公示のほうは、平成31年の1月公示の予定となっております。

で、最終、今現在、調査されていると思うんですが、久崎地区、中安地区、徳久地区、三河地区、三日月地区ということで、今現在、調査のほうはされて、最終、平成31年の8月に公示される予定と聞いております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） 今現在、進行形の調査なんですけども、これゆくゆくは、先ほど申し上げたように、平成31年の8月予定なんですけども、公示されると、一応、町内全域に対して、土砂災害の特別警戒区域というのが、新たに設けられるというんですか、これまでの警戒区域の上に網掛けをかけて、警戒してくださいよ。必要ですよというところが指定されるわけなんですけども、当然、この地すべりとか急傾斜地なんかも含めて、こうした地域指定されているところっていうのの背景にある、やっぱり森林の整備というのが優先順位としては、僕は高いと思うんですね。

だから、こうしたものも加味した上で、今の佐用町の森林整備計画ですね、こうしたものやっぱり変更というのか、見直しというのは必然的にやっていく必要があるのかなと思います。

合わせて、先ほど、答弁にもあったように、これから町がそうした環境税なり、環境譲与税の財源を使って、町独自で進めていく計画、こうしたものも具体的に場所を織り込んでいって、その事業内容も織り込んでいって、計画がつくられていくわけなので、ぜひとも今の森林整備計画の中で、より実践的な、具体的な計画の見直しというんですか、そうしたものも合わせて進めていただきたい。これは、特に本年度中とかじゃなしに、現実的には、全ての調査なり計画案ができてからですから、平成31年もしくは平成32年以降

になるかなと思うんですけれども、合わせて、従来からある森林資源の活用計画、これも法的な根拠はないんですけれども、本当に有益な優れた計画ですから、これも実践行動に合わせて、いわば実行計画みたいな形で、こちらのほう整備されるのがいいのではないかなというふうに思います。

最後に1点だけ、お伺いをします。

これは、9月なり、この答弁の中にも少し言葉的に出てきていますけれども、所有者の意向ですね、最終的に。そうした時に、従前から、町長のほうが言われているように、ある程度の町有林化、人工林の公有林化というものを進めていきたいと。

目標が、例えば、宍粟の例なんかも挙げられましたけれども、実際には、その人工林の20パーセント程度というような数字も出てきていますけれども、それを公有林化することによってのメリットというのは、おおよそ想像がつくんですが、やっぱり取得するということになれば、それに必要な財源とかというようなものも必要になってきます。これ現段階では、明確にはできない部分だろうと思いますけれども、ある程度の公有林率を上げたい。あるいは、公有林化することによって、先ほど言っていたような公益機能なんかの保全に対しても、もっと有効的な、有益な町の取り組みが、経費も含めて考慮した場合にできるというような思いがあるんだろうと思うんですけれども、そのあたり、今後の検討なり内部調査も、当然、まだまだ必要だろうと思うんですけれども、さらに言えば、所有者の意向もあるだろうと思うんですけれども、そのあたりの具体的な今の段階でのお考えというのは、もし、先ほどの答弁以上にあるのであれば、お答えをいただきたいなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 今回の公有化の前に、もう1つ前の災害と関連の県が指定した特別警戒区域ですね。県独自で、今、いろいろと調査をしながら指定をされております。

そういう地区に対して、今後、県として、どのような対策をしていただけるのか。そういうことは、まだ、わかりません。だだ、指定だけをされると。

そこには、当然、対策としては、防災の例えば砂防事業を行うとか、治山事業を行うとか、そういうことがしていただければと思いますけれども、非常に箇所が多い。たくさんところが、指定をされております。

ただ、管理計画の中に、防災等を含めて全部入れると、非常にこれ大変なことに事業、また、複雑な内容になるということが予想されます。

ですから、当然、石堂議員が言われるように、そうした広域的機能という中で、森林の整備がされていない。それによって、災害の危険性が高い。こういうところについては、計画の中には、当然、そういうところを、やはり優先して、整備を行っていただくとうふうなことの基本的な考え方、それは当然、盛り込む必要があろうかと思えます。

ただ、箇所を、どこを、どういうふうに具体的にというふうなところまで、当然、これは、なかなかほかの事業との関連もありますし、県のほうの、できるだけ対策をしていただくことも必要だと思っておりますし、そういう意味で、なかなか、そういう防災の面と森林計画、今度、町が独自につくっていかうと考えている中での検討の中で、そこまで、どんどんと踏み込んだといえますか、詳細なものまで求められると、これはちょっと、全体が前へ行かないというようなこともありますので、そこらあたりは、十分にまた、検討しながら、ご意見もいただきたいと思えます。

それから、公有化をする必要があろうかという、私の思いというのは、現在の山林の状

況を見て、このまま放置していくと、本当に佐用町のような、ほとんどが民有林で、しかも、その所有形態が、何人かの大きな山を所有されている方はありますけども、ほとんどが小規模な山林所有に分れてしまっていると。それと、山林が経済的な価値が、ほとんど求められない中で、期待できない中で放置をされ、登記も相続もされていないというのが、前から言っていました現状がたくさんあるわけです。

これを後、次の世代、ひと世代、20年、30年ということをして放置すると、これ一気に、そういう内容が複雑に所有権者の数が、いわばネズミ算式になってしまうということが想定できるわけですね。

そういう意味で、今後、いろいろな町が町全体の管理をしていく上で、この問題を、ひとつとつだけ早く手を打っておかなきゃいけない。

それと、もう1つは森林経営の上で、今、森林組合なり、企業経体、森林経営体というのが、新たに少し生まれてきておりますけどね、やはり、そういう小規模な森林だけをまとめていって、それを効率的に作業をしていこうとしても、なかなか大規模な規模の大きい事業はできない。効率化ができないということですね。

これは、やはり、今の稲作、田んぼなんかの農業の面でも、非常に小さな田んぼを幾ら集めても、なかなか分散してしまっていると効率的な事業、経営ができない。

という中で、私は、そうした佐用町内のどれだけのの方が、そういう状況になっているのかわからないんですけども、基本的には、個人がきちり管理していただくということが基本であり、できない、それがされない、放置されるということが、一番まずいので、本当にこれから大きな問題が起きていくことが想定されますので、そういう状況の山林を、町として土地の元々、こういう土地というものはみんなのものだという考え方のもとに、ある程度、公有化をすることも必要だということをお願いしているところです。

その財源はどうするのかということなんですけれども、いろいろと、今、皆さんからも町の財政、今の、安定して基金も、そういうことで積み上げております。私は、そういう面において、これは公有財産、何も、どっかに捨てるわけじゃないので、消費して使ってしまうわけじゃないので、あるいは一つ、片方では、いろんな意味で、町にも利益のある町の財産を増やしていくわけですから、町の例えば、積み上げ、積んでおります基金を活用しても、これは私は、基金の使い道としては、決して無駄なものではない。適切なものではないかなというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） 最後になります。

公有林化、公有林野化に向けては、町長の個人的な思いなり、これから内部的に、いろいろと行政として検討された結果だろうと思いますが、私、個人的には、前回も示されたように、実粟までとはいかなくても、せめて佐用町内の人工林の2割程度、2,000ヘクタールぐらいの公有林化というものは、あってしかるべき。それが、その集団であるのか、あるいは分散的であるのかというんは、どちらかと言えば、私は、地域に点在するような、ある程度、団地形成の軸になるようなところ、そうしたところは、公有林野として、町が積極的に取得していてもいいのではないかな。それを軸にすることによって、その周りに経営地の計画ができると。それは、従来の造林補助金なんかには当てはまるような規模ではなく、そこを中心にして、林内整備、森林整備を進めていくというふうな観点からの公有林野化というのも、当然あってしかるべきじゃないかなというふうに思います。

もう1点、財源的なところですけども、これ本当に補助金であるとか、あるいは環境税云々というふうな規模ではないんですけども、林業の素材生産が、ある程度、量的に確保されてくると、当然、今、それに伴っての収益というのは、出てきています。ちょっと、すごい回りくどい話なんですけれども、多分、わかっているかと思いますが、要は、少なくとも町内における産業化、雇用の創出なりということを念頭に置かなければ、町が主体的に、事業展開できるところを増やしていかないと、やっぱり結びついていかないと思うので、そこは、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

当然、山の本来の価値である建築用材としてのところについては、触れませんが、やっぱり木材を搬出、出しのいいところの話だけで申し訳ないんですけども、本当に、今、立米、飛んでそのままもっていただいてもいいかなと思うんですが、やっぱりバイオマス発電の従来未利用 6,700 円という兵庫県方式にとらわれず、相場は 7,000 円、8,000 円というふうに、それ以上、まだ、これが 9,000 円、1 万円というふうには、僕は、まだ、当面はならないと思うんですけども、やっぱり先々は明るいと思うんですね。

先般も経済産業省のほうのデータと言いますか、書き込みを少し見ていると、今現在、国内で、FIT の関係で、770 万発電を国内で認可を受けてやっている。そのうち、未利用が 110 万ほどなんですね。それ以外は、国内であれば建築廃材、建廃であったりとか、あるいは一般材、それからメインは輸入ですね。チップ、ペレット状のチップ、PKS。さらに、その発電所の建設計画というのは上がってきていますし、最近では、広島のみあたりに、11 万キロが中国電力と広島ガスだったと思うんですけども、この間、新聞発表やっていました。やっぱり木は売れると思うんですね。

だから、そういう意味での産業化に結びつける一助として、町がぜひ、そういうふうな形のことを、計画の中に織り込んでいただきたいなというふうな思いを発言しまして、私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 石堂 基君の発言は終わりました。

続いて、13 番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

[13 番 平岡きぬゑ君 登壇]

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席の日本共産党の平岡です。

私は、小規模企業振興基本法を生かした条例制定で循環型地域経済の発展を目指した質問を行います。

人口減少や高齢化が進む中、地域経済を支える中小企業への支援が求められています。小規模企業振興基本法を生かした小規模企業振興条例の制定を提案いたします。

同条例は、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱とすることを明確にするために策定される基本条例です。

政府が 2014 年 6 月に小規模企業振興基本法を制定し、中小企業基本法による、これまでの中小企業の定義では、従業員 300 人以下でしたが、この小規模法では、従業員 20 人以下と、そのほかにもあります。

地域における中小企業の役割、中小企業振興への自治体の責務、中小企業等の責務、市民の責務など、理念条例として自治体の考え方を示すものです。全国では 407 自治体で制定されています。この自治体数は 2018 年 3 月全国商工新聞の調べによるものです。

愛知県犬山市の条例では産業振興会議の設置が盛り込まれ、地域内経済の好循環をどうつくるのか。地域内の富を流失を減らし、地域資源を活用した地域循環をつくる。具体策を議論し深める場をつくっています。

小規模企業振興基本法は、来年5年目を迎え、政策検証を行い基本計画の見直しを行うことになっています。

また、これまで補正予算対応から、平成31年度概算要求では、地方公共団体による小規模事業者支援推進事業として本予算に入りました。

こうした動きもあるだけに、自治体の振興条例に基づく小規模事業者支援は、ますます重要になるものと思われれます。

続いて、具体的な施策実施について、以下、町長の見解を伺います。

①、住宅リフォーム助成制度について、暮らしや生活のニーズに応え、その改善を支援するとともに、その支援を呼び水に業者の仕事確保、付加価値の創出を通じて経済を活性化させる。それが地域の雇用を生むという循環を通じ、補助金を上回る経済効果が評価されています。

群馬県高崎市の例ですが、住環境改善助成事業として、市内の業者を利用する工事、経費が20万円以上を対象に、経費の30パーセント、限度額20万円までを助成。

秋田県は2010年度から実施している住宅リフォーム推進事業は約7万6,000戸が着工され、県の補助金約97億円、地域への経済効果は約2,280億円と政策評価されています。

さらに、香川県善通寺市でリフォーム支援にブロック塀撤去の補助を組み込んでいます。ブロック塀の診断や撤去の支援が求められるところです。

②つ目に、店舗リニューアル助成制度、全国107自治体で実施されています。

また、高崎市の例ですが、まちなか商店リニューアル助成事業補助金として、市内の施工業者及び販売業者を利用し、店舗等を改善するための改装や店舗等でもっぱら使用する備品の購入を対象に20万円以上税抜きの工事で、2分の1を補助。備品購入は、購入金額の合計が10万円以上で2分の1が補助される。申請に基づき手続きはできるだけ簡素なものになるよう工夫されています。

③つ目に、公契約条例です。公共事業の現場で働くすべての労働者に対し、賃金の最低基準を条例により保証するものです。民間業者と結ぶ契約です。兵庫県下でも制定が進んでいるところです。

④点目に、小規模事業者登録制度についてです。自治体が入札にかけない随意契約で発注する小額で簡易な契約、物品購入について、予め登録された小規模事業者への発注を通じて地域経済の活性化を図る制度です。

以上、よろしくご回答お願いします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後の平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

小規模企業振興基本法を生かした条例制定と循環型地域経済の発展をとということでのご質問であります。

まず、佐用町のような人口規模の小さい町で、しかもこうした国の法律の中で示されているような中小企業の定義、従業員が300人以下というような定義がありますけれども、その従業員300人を超えるような事業所がないというような佐用町のような状況の中で、小規模事業者が持つ雇用の支えや、また、経済に対してのきめ細かい対応をする役割、これは非常に中小企業者なり小規模企業者の役割なりが重要であり、そうした役割を担っていただいているということ十分に認識をいたしております。

小規模企業振興条例というものを、佐用町では、今、制定をとということなんですけれども、当然、制定はしておりませんが、私としては、商工会との連携を密にして、小規模な商工業者の持続的な経営、また、発展を引き続いて支援をしてみたいと考えております。

近隣の市町でも、そうした振興条例というのを制定されているところがございます。私も少し勉強させていただきましたけれども、基本理念をずっと列記してあるということで、具体的に、振興法に基づいて、それぞれの町独自のいろいろな対策、施策を展開をしようとしているということではない。全体として、そうした小規模事業者に対しての積極的事業支援をしていこうという基本理念だということでありまして、これがあるなしにかかわらず、そうした施策を、できるだけ商工会とも連携をしながら、町としても取り組んでいくということを申し上げたいと思います。

また、その中で、具体的に、まず、1点目の住宅リフォーム助成制度の実施ということについてであります。この住宅リフォーム制度、もうこの何年かにわたりまして、たびたび、そういう要望があり、質問もいただいているところでありまして、これまでも、既に、何回も同じ形で、答弁をさせてきていただいたところでありまして、改めて、また、こうした質問でありますので、繰り返しになりますけれどもお答えをさせていただきます。

住みなれた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するために、高齢者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する人生いきいき住宅助成事業を町としては実施をいたしております。その目的は高齢者と障害者のためのバリアフリー化に特化しておりますが、住宅リフォーム制度の一環として実施を町としてはしてきたものでございます。

従前は、要介護認定を受けている方や、また、障害者手帳を持っておられる方に対象者を限定をした、特別型と呼ばれる制度のみを実施をしてきたわけでありまして、平成 25 年度からは、介護認定等の要件を不要とする、いわゆる一般型も合わせて実施をして、増改築についても対象とするなど、制度の拡充を図っております。この制度は、助成対象となる経費の上限額はいずれも 100 万円で、特別型は所得により 3 分の 1 から 10 分の 9 の範囲で助成をし、一般型は 3 分の 1 を助成しております。さらに町としては、町内業者が施工した場合、町内業者の方を利用した場合は、特別加算助成として最高 10 万円の町独自の加算を実施をしているところであり、町内の経済循環を少しでも促すように、そういう面では努めていること、これはご承知いただいているところだと思います。

平成 27 年度から平成 29 年度までの実績は、一般型と特別型を合わせて 33 件で、うち町内の業者の方が施工された件数が 23 件、約 7 割が町内業者の方を利用して、町内の業者の方で施工されております。

また、地震に対する安全性を確保するための、耐力壁の設置や屋根の軽量化、基礎や床面の補強など、個人住宅の耐震改修に対しては、100 万円の補助額を上限に県が実施している、ひょうご住まいの耐震化促進事業の町として加算補助として、佐用町住宅耐震改修促進事業ということによって、町内業者を利用した場合は最高 30 万円、町外業者を利用した場合も最高 15 万円という形での補助をいたしております。

近年のなかなか実績は出てきていないわけではあります。平成 26 年度に 2 件、平成 27 年度に 1 件のご利用があり、いずれも町内業者の方を利用して、施工されております。このように、福祉や災害対策といった目的を持った助成事業において、町内の事業者を利用した場合に、経費の一部をさらに町が助成することで町内業者の受注機会の増加につなげ、町内産業の活性化と雇用の促進に幾分かでも効果が上がるようにということで、その促進を図っているところでございます。

町の単独事業として 1 件当たり上限 5 万円から 10 万円の助成ということに、他の市町

の例のお話を聞きますと、そういう助成ということではありますが、やはりこれは、それが1つの呼び水になって、大きく、また、いろいろな事業につながっていくということを期待をされて、そういう形になっているのかもしれませんが、その助成額だけでは、地域経済への大きな効果が発生するとは、なかなか考えられないと思いますし、また、助成額が、こうした事業を行い、助成するということになれば、その助成額が少額であっても、やはり当然、町民の公金ですね、公金を使うということでもありますから、当然、適正に執行をするということが求められますし、これは当然だと思います。

そのために、そうした個人の住宅、また、店舗とかいう財産に対して、工事を、事業を行って、それに助成するということになると、どうしても申請をいただき、また、その完了なり、その施工状態というものを検査しなきゃいけない。いろいろな事務的な面では、かなり町としても、かなり責任を持たなきゃいけないということになります。

なかなか、こういう面で、財政的には、予算的には、そんなに大きな額にならないというふうに議員も思われるかもしれませんが、やはりこうした事業を実施するという、新たに実施することになれば、必ず、そこに職員がしっかりと対応していけるだけの職員を配置しなければいけませんし、また、それには非常に専門性が必要になってきます。こうした工事、事業については、佐用町におきましては、建築技師1名が採用しておりますけれども、なかなか、このほかの公共施設の管理とか、いろいろな計画において、非常に忙しい状況の中で、そういうところまでは手が回らないのが現状です。そうした専門的な職員を配置するというのも非常に難しいということもご理解いただきたいと思うわけです。

そういう意味で、総合的に判断して一般的な住宅リフォームに対する助成制度というのは、これまでも申し上げたとおり、今、設けることができないということを、また、改めて申し上げたいと思います。

なお、ブロック塀の撤去支援につきましては、県では7月23日、大阪北部地震の、あの痛ましい事故を契機に危険ブロック塀等撤去支援事業として、道路に面し危険と判断された住宅のブロック塀を撤去する所有者に対して、費用の3分の2、そして、上限20万円までを補助する制度を創設をしたわけではありますが、この制度の実施には、私たち町の随伴補助が必須となっております。そのために、この随伴補助を行うための要綱の整備及び補助金の予算化も含めて、今後のブロック塀の耐震化対策ということを、今、検討をして、来年度、予算化を考えております。

次に、店舗リニューアル助成制度ということではありますが、先ほど、住宅のリフォームでお答えをしたとおりでありまして、それに準じて、同じような形で、そういう、今、リニューアル制度を設けるといことは考えておりません。

ただ、そうした事業者の方々、非常に経営的に厳しい中で、売上額も減っているという状況の中で、店舗として、何年かに一度はリニューアルをしなきゃいけない。それが、事業を継続していくための必要な経費という形になるわけですが、そういう状況の中で、これは、町といたしましては、県の融資制度、利用された事業者に対する利子補給制度、こういう制度を設けて、そうした新規事業への参入なり、経営革新や事業継承、そういうことに取り組んでいかれる事業者支援をしてしております。この佐用町中小企業者支援融資利子補給事業、これは継続して、今、実施をしておりますし、先般の商工会との予算要望の中でも、当然、かなりの来年度も必要な予算というものが示され、町としても、それは、きちっと予算化するというところで、お約束をしたところであります。

次に、公契約条例についてでございますが、本町においては、労働者の適正な労働条件の確保等を目的とした、公契約条例というのは、現在、制定をしておりませんが、既に入札参加資格審査申請における必要条件として、健康保険、また、厚生年金など社会保険へ

の加入を義務化をしているところであります。

また、平成 28 年度には、前払金の限度額を 2,000 万円から 5,000 万円に改定をして、事業経営の安定化支援を図るとともに、本年 11 月期の入札から、公契連という公契連モデルに基づいた、一般的な建設工事入札の最低制限価格の算定方法というのを公開をして、事業者にとって、公平かつ適正な価格での入札に取り組んでいただいているところでございます。

兵庫県下においては、平成 28 年度時点での公契約条例を制定しているところは、加東市、加西市、三木市の 3 自治体となっているというふうに聞いておりますけれども、本町におきましては、まだ、そうした市の状態の中で、それも一部のところが、そうした条例を制定しているという中で、今後、公契約条例の必要性があるのかどうか、そういうことを見守っていききたいなというふうに考えております。現在、すぐに、この条例を制定する、私は必要性はあまり感じておりません。既に、そうした対策を行っているということでもあります。

最後に、小規模事業者登録制度ということについてであります。この件についても、本町では、入札参加資格審査申請によって、業者登録は行っておりますが、小規模事業者登録制度という形では、採用をしておりません。

ただし、小規模な工事・修繕、物品購入等において、できるだけ町内事業者で効率的に対応可能な要件については、従前より町内事業者に発注するよう指示し、そのように、実際に実施をいたしているところであります。

また、佐用町商工会との連携を図って、町事業用に商工会にて調整された、各種事業者の名簿を提出をいただいて、その名簿の中から業者を選定したり、また、指名をして活用させていただいております。

現時点においては、小規模事業者登録制度というのは、設けておりませんが、本町地域経済にとって、町内中小企業振興は極めて重要であり、今後も、各事業の効率性や公平性を確保した上で、できる限り、町内事業者の方への発注を基本に事業実施を行っていきたいと考えております。

改めて、その点を申し上げまして、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の小規模企業振興基本法に基づく町の基本条例の制定の関係なんですけれども、法律の中で、従業員 20 人以下ということで、最初の質問で紹介させていただきましたけれども、これは製造業、その他の場合で、従業員が商業やサービス業の場合は 5 人以下というふうになっているということだそうです。

そこで、内容的に伺いたいですけれども、佐用町での企業の実態について、幾つか計画書を町が出しているものを見たんですけれども、改めて、町の企業の実態というのをお示しただけませんか。どのようになっているか。いろいろ調査の中で、その事業者さんの数が、年々減少してきているということで、その小さな商売人さんの団体が調査している実態の数では、そのようなことにはなっています。

具体的には、2009 年災害の前だと思えますが、707 事業者、事業者数 1 人から 9 人以下、その他の事業 4 人以下の小規模事業者の数としてあったものが 2016 年段階では 592。ほかの地域でも減少はしてきてはいるんですけれども、そういう実態にあるように伺っている

んですけれど、町で公式に示されている数字というか、そういうことについて、具体的に答弁いただけたらと思うんですけれど、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、ちょっと、そういう細かいといいますか、正確なデータというものは把握しておりませんが、商工会の会員の動向を見ても、かなり合併から、また、平成 21 年災害から急激に会員が減っていると。全ての事業者が商工会に加入をされているわけではないんですけれども、そういう実態は、十分認識しております。

ただ、データとして、これは統計的な話になりますので、しっかりとした正確なものというのは、ちょっと遅れながら産業統計とか、いろいろと国が行う統計があります。そういうものがいつの時点の統計になっているのか。今、担当課でわかれば申し上げますけれども、それが現在、すぐ出て来ないようでしたら、後ほど、担当のほうにお聞きいただければと思います。

担当わかりますか。

[商工観光課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今、ちょっと手元に統計の資料を持っておりませんので、また、後でということで、よろしくお願ひしたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 元々、この（小規模）企業振興基本法に基づいた町の条例の制定ということで、取り上げるきっかけというのは、この7月の半ばぐらいに、前後に、国民健康保険の保険税の通知が郵送で周知されたのを受けて、町内の事業者さんが、非常に大変で、生活、事業をやっていく上で厳しいんだということの訴えが、直接、私どもにありました。

そういうことを受けて、事業者さんの子育て、暮らしていけるような、そういう国保税に、もちろんしていかなければいけないということで、全国的にも提案はしておりますけれども、そういう関連から町内の業者さんの実態が、一体どういうふうになっているのか、また、それを改善していく方法はないのかということを考えて、最近の条例制定が進んでいる国のほうでも、また、兵庫県でも制定されて進められているという状況がある中で、佐用町でも、こういう条例を基本的につくることによって、町の自治体の責任というか、責務が明確になりますし、つくった内容的に報告していく義務も発生します。

ですから、今まで、いろいろさまざまな事業、取り組んでいることを見直したり、それから改善していく、そういうことにも生きていくんじゃないかと思ひます。

そういう点で、担い手、中小業者の皆さん、商工業の方々、こういう方々の暮らしを、この町でできるように、経済を循環させていくということは土台だなということで、改

めて私も思いました。

その注目されている、町長は、これまでも答弁されたということで、住宅リフォーム助成については、これまでの回答と変わらない回答ではありましたけれども、各地で取り組まれているところの内容では、非常に経済効果が上がっているということで、取り組みが広がっているという状況があります。

ですので、住宅リフォーム助成、また、さらに進んで店舗リニューアル助成制度というものに取り組んでいく上で、いきなり制度として取り組むのは、いろいろ課題があると。先ほども説明がありました。個人の住宅であったり、店舗で少額と言え、そういうものを実施するためには、町の責任が伴うから、職員の配置であるとか、そういう専門性が要るというような懸念もあるということで、今の時点では取り組まないという回答ではあったんですけど、住宅リフォーム制度に取り組んでいる近隣の自治会の実態なども、ぜひ調査をしていただいて、試験的に言うたらあれですけど、やってみて、期限を限ってやって、それがうまく循環型に生かされていく、そういうことを、全国的には高く評価されているので、佐用町でも取り組んだらどうかと思いますので、今一度、住宅リフォーム助成制度について、検討するということにはならないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、リフォームというのは、後の管理の維持で、事業としては、工事としては、それほど大きな予算、お金をかけられる方、それはリフォームによって、莫大な利用をされる方ありますけれども、簡単な修繕というのは、わずかな金額みたいなどころもあります。

なかなか大きな事業には、基本的にはならないんですけども、そのもとになる建築です。新しい建物を新築をしていただくと、そこらあたりで、なかなか今、ご存じのように、住宅、これは若者のこれも1つの今の価値観も大きく変わってきている中で、住宅に対して、何世代も住むというような住宅ではなくて、自分たちが子育てをする住宅ということで、ほとんどの住宅、今建っているの見てハウスメーカーが、いろんなハウスメーカーがありますから、そういうところで建築をされている状況があります。

そういう意味で、町内の建設業、建築業、特に、そういう方々の仕事、職人さんといいますが、人手もないんですけども、やはり仕事も非常に昔と違う。変わってきてしまって、昔のように和風の職人として、技術者として、培った技術を生かして、しっかりと木を刻んで、木を選んで、手間をかけてつくるような家というのは、ほとんど建てられなくなってしまいましたので、そういうことを踏まえて、先般、商工会との、いろんな来年度の予算とか、商工会の課題とかいうことで、商工会長や副会長と一緒に話し合いをさせていただきました。

そういう中であって、商工会からも、町内のそうした建設業者の建築について、建設について、ほとんどが、なかなか受注できないというような状況があるので、町内の業者を優遇できるような、優先できるような施策を何か考えていただけないだろうかという要望も、当然ありました。

それについて、私とこも、特に町内の業者が希望されているのは、今、若者住宅ということで、若い人たちが建物、住宅を建てられる時に、50万円の助成をさせていただいております。これは、かなり若い方が住宅を持つ上で、皆さんが本当に喜んでいただいている制度です。これも既に、年間30件以上ですね。課長、年間30件以上ぐらい。今。

〔商工観光課長「30…もない」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） かなりの利用があります。

住宅なんか建っていないとか言いながらも、本当に地域によっては、次々と新しい住宅が建築されているというのが、そういう姿も皆さん、見ておられると思います。

そういう中で、先ほど言いましたように、ほとんどがハウスメーカーがつくっているという状況なので、隣の宍粟市なんかについても、県産材を使う。木材、市の木材を使うと、それに助成をすとか、上乘せをすとかいうような制度も設けています。なかなか、それだけで、若い方々が、そういうために、また、昔の和風の住宅をということ、そこまでは難しいとは思いますが、何かの呼び水といいますか、きっかけになればということで、来年度、そういう制度の、また、見直し時期にもなっております。よく検討をするようにということで、担当者のほうには、指示をしたところです。

そういう中で、そうした、今、技術的な問題もありまして、なかなか簡単に、町が責任を持ってやりますということは、お答えできませんけれども、町内のそうした事業者の置かれている、今、状況、実態というのは、理解をして、認識をしておりますので、できる範囲では、また、検討をしていくということになろうかと思えます。

ただ、リフォーム制度とかというような、何でもリフォームしますよ。何でも補助をしますよというような形には、やっぱり、これは私は、ちょっと若干、かなり難しい点が多いということを申し上げておきたいと思えます。以上。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 町内の実態については、よく周知しているということのご回答ではありましたけれども、その実態の中身について、事業者さんに対してアンケートをとるとか、それから生活の、そういう内容にも踏み込んで、要望を聞いていくことなど、まず、実態をよくつかんでいるとは言われているんですけれども、町として、より一層、手のひらに乗るような状態で、実態を調査していくということが、まず、私は、基本的になると思えます。

振興条例をつくる上でも、そういうのが、まず、基本になると思えますので、その点、数だけ、後で回答していただくということで、先ほど、担当課長は回答がありましたけれど、内容的なことも企業の実態について、ぜひ調査をして、さらに一步進めて、振興条例に結びつくようにしてほしいと思えます。

町長も、いろいろ、この基本条例、振興条例をどうなっているかということで、調査されたということで、私も全国的な数字は、結構資料があったんですけど、最近、3月には、この一番近い宍粟市でも振興基本条例というのができています。その背景は、商工会というか、そういう方々から要請があったというふうにお聞きしております。そういう点では、佐用町の場合は、商工会の方からは、この国で法律ができ、県で条例化され、そういう流れの中で、町でも、ぜひ振興条例をつくってほしいというような声は上がっていないのでしょうか。改めて伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 直接、振興条例という要望なり意見は上がっておりません。

私は、それは、先ほど申し上げましたように、そうした条例というのか、基本法なので、それあるなしにかかわらず、今、商工会として取り組まれている、いろんな事業にも支援をするような制度として実施しておりますので、そのことで、商工会としては、特別に、今、振興条例をつくって、さらにそういう、今、やっているような施策を新たにしていだきたいということには、今のところつながらないので、それは、そういう思いで、宍粟市とか、そういうところがされているということは、実態としては、当然、知っておられると思いますけれどね。職員も、そういう交流もありますし、商工会の連合会なんかの中でも、当然、そういう情報交換もされていると思いますから、その中で、そうした直接、その振興条例そのものに対しての要望がないというのは、今のような状況の中で、そういう判断をされているんだというふうに、私は、理解をしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 条例の関係については、これからも国の法律の5年見直しの時期になっており、さらに広まっていく中で、佐用町でも、ぜひ検討課題として、よろしく願いしたいと思います。

具体的な住宅リフォーム助成制度の回答はあり、さまざまな事業が行われているということで、住宅環境の関係は、佐用町でも取り組みが進められているのは承知しておりますけれど、手続きなどで、市段階で取り組まれているものなので、手続きは、できるだけ受けるほうは簡潔、簡単なものに工夫されている取り組みが高崎市で、先ほど紹介したような事例もありますので、ぜひ、そういうものも参考にしてほしいんですけど、まず、そういうことを参考にして取り組もうという思いに至ってもらわないといけないんですけど、その点は、先ほど、冒頭の回答では、今のところはやらないという回答でしたので、前に行かないんですけど、いろいろ町のそういう助成事業について、助成の店舗リニューアル助成なども含めて、ぜひ取り組みを、私は進めてほしいんですけど、進めてくれと言っても前行きしないんですけど、どうなんでしょうか。改めて、取り組みについて、佐用は今の状態で、もう十分なんだという認識なんでしょうか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 既に、2回も、その回答をさせていただいております。

そういうことで、今、平岡議員の要望には応えられないというところで、それは質問としては、不満があるということだと思いますけれども、不満があるというのは当然だと思いますけれども、私は、そういうことで、今のところは、こういうことだということで、明確に、今、答弁をさせていただいたわけでありますから、今のところは、それで、私の最終的な答弁ということで、理解をさせていただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） たくさん聞こうと思ったんですけど、宍粟市さんの関係は、近隣の状態が、そういうことはあるということの紹介にとどめます。

あと、いろいろと住宅リフォームもやっている近隣の自治体の内容なども、また、改めて、紹介もしながら、ぜひ佐用町でも取り組みを進めてもらえるようにしていきたいと思えます。

それで、1つ融資制度の関係でご回答があった件なんですけれども、実際、融資制度は、来年度も引き続きやるということなんですけれども、制度の内容についてなどは、関係者はよくご存じかとは思いますが、改めて、その制度の実際の金額というか、予定しておる予算の額であるとか、そういう大まかな概要が実績も含めて、今一度、回答していただけたらと思います。よろしくお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今、ちょっと手元に、その実績とか、そういった利子補給の関係についての、ちょっと資料は持っていないんですけども、5年間、利子補給をさせていただくというふうな形になっておりますので、先ほどの答弁の中でも、こういう融資を利用して店舗の改修ですとか、そういったものをしていただいたりしたとすれば、金融機関での、そういった改修の投資が、ちゃんと店舗として回収できるのかどうか、そういった面も審査された上で融資をされております。ですので、そういった形で、店舗の改修とか、そういったものを出していただいて、その一部の利子補給をさせていただくという形で、支援をさせていただいている。そういう状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） その利子補給の限度額なども国のほうでは、ちょっと引き上げるような提案がされているというふうに情報をお聞きしたんですけど、限度額、そういう点は、佐用町も、それを生かしていく、引き上げていくような状態になるのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 融資の限度額というのか、そういったことかなと思うんですけども、町のほうは、そういった融資をされた中で、その利子の一部を補給させていただいているという状況でございますので、特に、その融資額の増とか、そういったことは、町としてどうこうするということはございません。町が融資しているのではないので。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） ということは、その融資の関係については、2,000 万円ですか、拡大していくような形を聞いているんですが、正確かどうか、そのへんも含めて回答してもらえたらいいんですけど、利息がその分補填していく町の持ち出しというのか、利子補給していくということが、増えていく、予算が増額していくんですということで理解させてもらっていいのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） その利子補給額には上限額がございますので、借上げが大きくなったとしても、町の今の制度では上限額を設けておりますので、その上限額いっぱいまでしか、その利子補給はできないということになります。

で、その利子補給の上限額を、今後どうするかということについては、また、検討をしていくようなことになると思いますが、今、行っているものでは、上限額を変えていくということは、今のところ考えておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 一番の基本のところに戻って、町内のお金、循環していくという基本的な点については、町長も同様のご意見かと思ったんですが、改めて、地域内経済循環を強めていくということについて、基本的な見解として、そうだというふうに認識させていただいて、よろしいですか。もう一度、すみません。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 最初の答弁でも申し上げましたように、そうした事業というのは、本当に地域内で活動する、規模が小さいので多いわけです。だから、結果的に、地域内でお金が動いているという形になります。

ただ、今、これだけ国も複雑な経済構造になってきて、これは製品も日本だけで生産だけしていない。海外で生産したり、また、海外へ輸出したりという形になっていますからね、なかなか、地域内だけで循環しているような経済では、逆に伸びていかないという面もあろうかと思えます。

ただ、そうした中小、小規模のいろんな商業、店舗、事業所、これはやはり、そこの従業員も含めて、当然、地域内の中で、皆さん生活しながら、そこで勤めて、また、そこで事業活動、生産活動がされているという中で、その比率というのが、町内の循環をしていく、総生産に対しての町内で循環する比率というのは、非常に高いということは、十分認識しているわけです。

また、それが高くなればなるほどいいというふうに思うんですけども、ただ、その全体が大きくなると、先ほど、申しましたように、なかなか、その地域内だけでね、その部分だけを求めても、今の経済構造というのは、そんなことではない。もっともっと、幅広い、グローバル化しているということ、このことも認識しながら、当然、その事業をされている方は、十分そこは、よく認識、わかって事業をされております。

私たちが想像するよりか、もっとやっぱりシビアにいろいろ考えて努力をされているというふうに、私は思っております。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 地域内経済循環を強めて、小規模企業振興条例を制定することで、外注依存するのではなくて、地域内での仕事や物、資金の循環を図って、内発的発展を図って佐用町が発展していくことを目指してほしいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。
これにて、本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程を終了します。
お諮りします。議事の都合により、明日 13 日は、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、12月14日、金曜日、午前9時30分より再開します。
それでは、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時05分 散会